

【参考】

平成26年度新規・拡充事業

(事業別個票)

**平成26年3月
尼崎市**

事務事業名称		(新規)(仮称)まち大学あまがさき検討事業		
所属	局室名	市民協働局	課名	協働・男女参画課
	事業費	2,000千円	うち一般財源	2,000千円
事務事業の目的	(対象) 地域活動、ボランティア活動、公民館活動、その他社会的な活動に興味のある市民等			
	(事業趣旨) 市民の主体的な学習や活動の実践を支援し、地域を支える人材を創出するため、(仮称)まち大学あまがさきの構想の具体化について検討を行う。			
	(求めるべき成果) まちづくりにかかわる人材が育まれる環境整備を行い、シチズンシップ意識の醸成を図るとともに市民主体の地域活動の活性化につなげる。			
	(市関与の必要性) 市として地域コミュニティ活動を担う人材が育まれる環境づくりを行う。			
事業内容	(事業概要) 市が行う講座等に関する情報プラットフォームの検討、各施策ごとの学びの場の再構築や施策間の連携に向けた検討を行う。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 行政をはじめ、各種団体が提供する市民の「学びの場」は多くあるが、その現状について体系的な把握ができていない。			
事業実施手法	(事業実施内容) (仮称)まち大学あまがさきは市民の主体的な学習や実践を支援し、地域を支える人材が創出される環境を作っていくことを目的とする。 平成26年度は、市や外郭団体等が実施している市民の「学びの場」について体系的な把握、整理を行い、市民にわかりやすく情報提供を行う方法等について検討を行う。			

事務事業名称		(拡充)協働のまちづくりの基本方向推進事業 (仮称)尼崎らしいまちづくりのルールを考える市民懇話会		
所属	局室名	市民協働局	課名	協働・男女参画課
	事業費	5,042千円 (544千円)	うち一般財源	5,042千円 (544千円)
事務事業の目的	(対象) 市民全般			
	(事業趣旨) 市民、事業者、行政等まちづくりに関わる者の基本的な役割等の内容を盛り込んだ自治基本条例を視野に入れながら市民とともに尼崎らしいまちづくりについて考える。			
	(求めるべき成果) 市民、事業者、行政が自らの責任を果たし、地域や市の課題をともに考え、ともに行動し取り組んでいく状態。			
	(市関与の必要性) 尼崎らしいまちづくりのルールづくりについて、市として主体的にかかわる必要がある。			
事業内容	(事業概要) (仮称)尼崎らしいまちづくりのルールを考える市民懇話会を開催する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 高齢化の進行や価値観の多様化等により、市民が地域で生活するうえでの課題やニーズも多様化してきている。これらの課題やニーズに対応するためには、行政だけでなく市民や事業者がそれぞれの特性を活かしながら互いに協力していくことがますます重要になってきている。 今後、より良いまちをつくっていくために、市民、事業者、行政の基本的な役割など、まちづくりを進めるためのルールについて市民とともに考えていく。			
事業実施手法	(事業実施内容) 平成25年度に実施している「自治を学び考えるチャレンジ市民塾」や地域コミュニティ連携検討事業(ラウンドテーブル)等に参加されている方から参加者を募る他、公募においても参加者を募り、市民懇話会を開催する。 検討項目(案) 1.住民自治の仕組み 2.自治体運営の基本原則 3.市民・事業者・行政の役割・権利・責務について など			

事務事業名称		(新規) 尼崎学びのサポート事業		
所属	局室名	教育委員会事務局	課名	社会教育課
	事業費	308千円	うち一般財源	308千円
事務事業の目的	(対象) <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりを担う全市民 ・生涯学習や社会教育に関係する職員(教員を含む) 			
	(事業趣旨) 地域を自主的に支える人材の育成など、生涯学習が担う役割が大きくなってきていること又その機会や環境も多様化していることを踏まえ、市民の学習情報の把握と市民への情報発信や相談機能を充実し、学習成果を新たな学習意欲や学習リーダーの育成に結びつけるとともに、当該成果や学習活動への参画で生まれた交流の輪を活かし、様々な地域活動への実践に結びつけていくといった目的で、生涯学習や社会教育における市民への学習支援機能の充実を図る。			
	(求めるべき成果) <ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な生涯学習に関する連携体制の構築 ・地域や市民の自主的な学びの機会を行政としての確にサポートできる状態 ・生涯学習の推進が、地域主体のまちづくりに取り組むリーダーやスタッフを生み、かつ、当該活動を深化させることができる状態 			
	(市関与の必要性) <ul style="list-style-type: none"> ・多様な学習機会の提供と情報発信による市民参加の促進、関係機関との連携による社会教育施設の有効活用等 ・学習グループ等の活動支援 ・学習の成果を地域づくりに活かせるようなしくみづくり ・学習と交流を通じたリーダーの発掘 ・誰もが生涯にわたって自由に学び、それぞれがかかわりあいを持ちながら、互いに高めあうことができるしくみづくり 			
事業内容	(事業概要) <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習ニーズの多様化により、行政が実施している様々な生涯学習関連事業、更には教育機関や民間企業等が実施している学習事業を、市民目線から情報を網羅した生涯学習情報誌を発行し学習の機会を提供する。 ・社会教育に関する専門知識を持った人材である社会教育主事を計画的に養成するとともに、現取得者のブラッシュアップ研修などにより職員の知識を深め又その職員を活用することで、全庁的な生涯学習関連事業の充実を図る。 ・本市の生涯学習推進において貴重な存在である学識経験者の生涯学習専門アドバイザーの活用範囲を広げ、地域で自主的に学習活動を行う団体等の求めに応じて一定のルールのもとで講師として派遣し、地域の自主的学習活動の活性化を図る。 ・社会教育課及び各公民館が様々な生涯学習情報の発信拠点として、これまで以上に市民に親しまれる相談窓口になるよう、学習情報の提供や地域グループの活動などの案内並びにコーディネートを行うとともに、「公民館のあゆみ」に各公民館における当該年度に実施する講座情報も掲載しリニューアルする。 			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習ニーズの多様化により、各公共施設等において生涯学習に関する様々な事業が実施されているものの、その情報が一元化されていないため、各公民館や社会教育課において市民が学びたい時に適切な情報をいつでも提供できる体制等を整備する。 ・昭和38年から平成14年度までは1年につき2～3人、平成15年度からは1年に1人が社会教育主事講習を原則受講し、現在、社会教育主事の資格取得者として36人の職員(嘱託、再任用を含む)が在職している。しかしながら、そのうち、社会教育部の職員としては14人(入庁前に資格取得した2人を含む)であり、最年少は40歳代の職員であるため、生涯学習をより一層推進していく上では、今後の若手職員の育成及び現取得者の活用が急務である。 			
事業実施手法	(事業実施内容) <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習情報誌「あまなび」を民間企業と協定を結び官民協働して年2回作製し、各地域に回覧するとともに、公共施設等に置く。 ・事務職員及び教職員を対象とした社会教育主事の養成及び現取得者のブラッシュアップ研修などを実施する。 ・地域で自主的に学習活動を行う団体等の求めに応じて、生涯学習専門アドバイザーを講師として派遣する。 ・社会教育課及び地区公民館に生涯学習相談コーナー「あまなびサポートデスク」を設置する。 ・冊子「公民館のあゆみ」を実施予定の講座紹介も含めた内容にリニューアルする。 			

事務事業名称		(拡充)あまがさきチャレンジまちづくり事業		
所属	局室名	市民協働局	課名	市民活動推進担当
	事業費	13,922千円 (0千円)	うち一般財源	13,747千円 (0千円)
事務事業の目的	(対象) 地域でまちづくりに取り組む市民活動団体			
	(事業趣旨) 行政が主導してまちづくりを行うだけでなく、協働のまちづくりを推進する中で、地域で活動するグループ・団体等が自立して活動することが不可欠であり、こうした団体の側面的支援が求められている。そこで、地域をよりよくするため市民が自ら考え、力を合わせて取り組む公益的な事業について、事業経費の一部を補助する。			
	(求めるべき成果) 地域住民自らが地域の課題解決に取り組むなど、主体的な地域コミュニティ形成を促進するとともに、地域社会を構成するさまざまな人の参加による協働のまちづくりを推進する。地域で活動するグループ・団体等を支援し、特に、地域で活動するグループが自立し活動することを目標に支援することによって地域活動の活性化を目指す。			
	(市関与の必要性) 総合計画[施策01地域コミュニティ]に行政が取り組んでいくこととして地域コミュニティの形成・活性化に対する支援を掲げており、地域課題の解決に向けて活動するグループ・団体を支援することによって、主体的な地域コミュニティ形成を促進し、地域活動の活性化に寄与できることから、市関与の必要がある。			
事業内容	(事業概要) ・市民運動各地区推進協議会事業補助 予算:720万円(120万円×6地区) 地域の各種団体が構成されている市民運動各地区推進協議会が実施する事業に対する補助 ・地域コミュニティ活動支援事業補助 予算:420万円(70万円×6地区) 市民活動団体が地域の課題解決に取り組む事業に対する補助(上限10万円で対象経費の8割以内) ・ステップアップ事業補助 予算:210万円(30万円×7事業) 市民活動団体が広域にわたり行う公益的な事業に対する補助(詳細は事業実施手法に掲載)			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) より市民活動団体の支援につながる制度への改定をめざして、本制度は3年に1度見直しを行っており、25年度は節目としてアンケート調査を行い、制度を振り返り、点検を行った。 当初制度を構築した際には、地域コミュニティ活動支援事業で実績をあげた団体が事業規模を拡大し、ステップアップ事業に応募することを期待していたが、現状ではそういった傾向はあまり見られない。ステップアップ事業において応募数は漸減傾向、3年を超えて補助を受ける事業は約3割、3年以内の事業は約7割を占めるなかで、多年にわたり同一事業を継続して補助金を受ける団体も見受けられる。 このような状況を踏まえ、本制度の周知を図り多様化する市民活動ニーズに対応することを目指し、ステップアップ事業をあまらぶチャレンジ事業に名称を改め、多様でユニークな提案を募るため新たな補助割合を定めた(新)あまらぶアイデアコースを設置し制度のさらなる活性化を図るとともに、事業の自立を図るため補助年限を設置する。			
事業実施手法	(事業実施内容) あまらぶチャレンジ事業(旧ステップアップ事業)において、新たに「あまらぶアイデアコース」として10割補助の区分を設置し、応募しやすくする。また、既存の制度には3年間の年限を設け、2区分で募集する。 (現行) (拡充後) 予算の範囲で採択するが応募内容によっては落選もあり。 (1)(新)あまらぶアイデアコース (2)3年コース 補助金額 上限30万円 補助金額 上限30万円 補助金額 上限30万円 補助割合 補助対象経費の5割 補助割合 補助対象経費の10割 補助割合 補助対象経費の5割 補助年限 無し 補助年限 1年 補助年限 3年 予算 210万円(7事業) 予算 90万円(3事業) 予算 120万円(4事業)			

事務事業名称		(新規)(仮称)みんなの自習室推進事業		
所属	局室名	企画財政局	課名	政策課
	事業費	0千円	うち一般財源	0千円
事務事業の目的	(対象) 市民			
	(事業趣旨) 市民に生涯を通じた学習活動の場を提供し、地域課題の解決に向けた自主的な取組・活動の側面支援を行う。また、公共施設の有効活用にも資する取組である。			
	(求めるべき成果) ・市民の学習活動が活性化し、生涯を通じて学習や地域課題の解決に取り組むこと。 ・児童生徒等の自主学習の意欲を引き出し、その習慣を定着させ、学力向上につなげる。 ・公共施設の有効活用。			
	(市関与の必要性) 市が情報を集約し、市報や市ホームページで広く周知することで、市民の多様な学習活動の支援を行うことができる。			
事業内容	(事業概要) ・自習場所として一部スペースを開放している市内公共施設の情報を集約し、「(仮称)みんなの自習室」として、市報や市ホームページで広く周知する。 ・対象施設の入口や自習場所にポスターを掲示するとともに、小・中・高等学校にもチラシを掲示し、市民や児童生徒に対して情報提供を行う。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 自習場所がある市内公共施設の情報は、一体的な情報発信ができておらず、一部有効活用できていない施設がある。また、自習場所の利用目的等についてアンケート調査を行ったところ、「自宅より集中して勉強できるため利用している」との意見が多数であり、自宅以外で学習できる場所のニーズが高いことが分かった。 こうしたことから、当事業を実施し、市民の生涯を通じた学習活動の活性化、地域課題の解決に向けた市民の自主的な取組・活動の側面支援を行う。			
事業実施手法	(事業実施内容) ・市報や市ホームページでの周知や小・中・高等学校への情報提供 ・施設入口や自習場所等へのポスター掲示			

事務事業名称		(拡充) 学校適正規模・適正配置推進事業		
所属	局室名	教育委員会事務局	課名	学校計画担当
	事業費	1,426,471千円 (133,000千円)	うち一般財源	36,669千円 (0千円)
事務事業の目的	(対象) 小学校の児童、中学校の生徒			
	(事業趣旨) 児童数の減少により小学校の小規模化が進み、クラス替えが出来ず、子どもたちが切磋琢磨する場になりにくくなっていること、中学校においても生徒数の減少により小規模化が進み、課外クラブ数の減少や教科に応じた適切な教員の配置が困難になっていることなど良好な教育環境の確保に苦慮する学校が生じているため、これを解消する。			
	(求めるべき成果) 小・中学校の統合や中学校の通学区域を変更することにより、適切な児童・生徒集団(12～24学級)を確保し、良好な教育環境を創出する。			
	(市関与の必要性) 市町村には、その区域内にある学齢児童・生徒を就学させるのに必要な小学校及び中学校を設置する義務がある。(学校教育法第38条、第49条)これらの規定は、義務教育について、その適正な規模の学校と教育内容を保障し、これによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図るという趣旨により定められているものであり、教育委員会が主体的に行っていく必要がある。			
事業内容	(事業概要) 若葉小学校と西小学校の統合を進める。 若草中学校と小田南中学校の統合を進める。 啓明中学校と大庄中学校の統合を進める。 北難波小学校と梅香小学校を統合し、難波の梅小学校を開校する。 (若草中学校と小田南中学校の統合と合わせて、小田北中学校と若草中学校の通学区域の変更を進める。)			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 平成14年1月に「尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画」を策定し、統合や校区変更による学校規模の適正化に取り組んできたものであり、今後も児童・生徒数の減少により小・中学校の小規模化が進み、良好な教育環境の確保がより困難になると予測されることから、その解消を図るため企画・立案に至ったもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) ・西小学校改築等設計委託 ・小田南中学校改築設計委託 ・大庄中学校教室整備設計委託 ・難波の梅小学校(現北難波・現梅香小学校の統合によって開校)耐震・改築工事 ・現在の梅香小学校の場所に仮設校舎のリース			

事務事業名称		(新規)かんきょうモデル都市 あまがさき探検事業		
所属	局室名	教育委員会事務局	課名	学校教育課
	事業費	5,673千円	うち一般財源	5,673千円
事務事業の目的	(対象) 小学校4年生の児童			
	(事業趣旨) 尼崎の森中央緑地での植樹体験や尼崎市内の環境に関する施設等の見学を通して、環境モデル都市に選定された本市の環境保全・向上に対する取組を学ぶとともに、身近にできる環境にやさしい取組や行動について考え、実践しようという意欲を高める機会を提供する。			
	(求めるべき成果) 本市の環境保全・向上の取組を学ぶことにより、本市への愛着と誇りを育むとともに、環境と共生する持続可能なまちづくりに取り組む態度を育てる。			
	(市関与の必要性) 将来を担う児童が身近な自然や地域の環境を大切にする意識を持ち、環境にやさしい行動を身につけるとともに、地域社会の一員としての意識を高めていくためには、地域の豊かな自然環境や良好な生活環境を守るために行われている様々な取組の観察等による体験型学習の機会を提供することが効果的である。			
事業内容	(事業概要) 小学校4年生の児童を対象に、借上バスを利用し、尼崎の森中央緑地での植樹体験や北堀運河、猪名川自然林の見学を行うとともに、クリーンセンターやリサイクルセンター、浄水場や下水処理場等の施設見学を行うことにより、環境意識の高まりや郷土愛の醸成を図る。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 本市が平成25年3月に国から「環境モデル都市」に選定されたことを踏まえ、児童が日々の生活の中で環境に配慮した行動を選択していくことの大切さを学ぶ契機とするとともに、児童に自分たちが住んでいるまちの魅力を伝えることで、本市への愛着と誇りを育てるために実施することとしたもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) (1)見学先の選択コースとして、自然体験活動コースと環境改善学習コースの2コースを設定する。 (2)各小学校は、環境学習の計画を立て、それぞれのコースから1箇所以上の見学場所を選択する。 (3)見学は各小学校単位で、借上バスを利用して実施する。 (4)事業実施後にアンケートを行い、次年度に向けた取組の参考とする。			

事務事業名称		(拡充)こころの教育推進事業		
所属	局室名	教育委員会事務局	課名	学校教育課
	事業費	2,489千円 (1,714千円)	うち一般財源	2,489千円 (1,714千円)
事務事業の目的	(対象) 小・中学校の児童生徒及び保護者・地域住民			
	(事業趣旨) 現在、中学校で実施している「生命を尊重する心」と「規範意識」の育成に重点を置いた取組を小学校にも拡大して実施することにより、児童の道徳性を養うとともに、保護者や地域住民が一体となり、道徳的課題について学び、考える機会の充実を図る。			
	(求めるべき成果) 自他の生命や人格を尊重するとともに、法やまじりの意義を理解し遵守する心を育む。			
	(市関与の必要性) 道徳教育の充実は、平成20年度に改定された学習指導要領において、他の教科や領域に先駆けて平成21年度から完全実施されるなど、義務教育期間中の重要な課題と位置づけられており、発達の段階を考慮しながら、児童が自他の生命を尊重し、夢や希望をもって生きることの大切さや、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断するための取組を実施することは、公立学校の設置者としての責務である。			
事業内容	(事業概要) 各小学校において、自校の課題や実情を考慮する中で作成する道徳教育に係る全体計画・年間指導計画等と整合を図りつつ、道徳の授業時間等を活用する中で、「生命を尊重する心」と「規範意識」の育成を重点項目にした次の取組を実施する。 (1)児童に対する講演会 身近な地域の人材等を活用する中で、「生命を尊重する心」と「規範意識」をテーマにした講演会を各1回実施する。 (2)公開授業 道徳教育に係る教員指導や児童の意識、反応等の現状についての理解と課題の共有化を図るため、保護者や地域住民に対し、道徳の授業を公開する。 (3)保護者・地域住民に対する講演会 小学生の自己形成に大きな役割を担う保護者や地域住民の意識の喚起と学校との連携を深めるため、「生命を尊重する心」と「規範意識」のいずれかをテーマとした講演会を年1回実施する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 小学校において、指導不服従などの問題行動が増加傾向にある中で、自他の生命や人格を尊重するとともに、法やまじりを遵守する児童の育成に向けた道徳教育の充実を図るため、事業を拡充することにしたもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) (1)各小学校から道徳教育に係る年間指導計画と整合した当該事業に係る事業計画書の提出を求める。 (2)各小学校において講演会を実施する。 (3)アンケート等により、参加した保護者や地域住民の意見等を把握し、次年度の取組に反映する。 (4)学校通信等により定期的に情報発信を行い、保護者や地域住民に対する意識醸成に継続的に取り組む。 (5)各小学校から事業計画書の提出を求め、課題や取組状況等を分析するとともに、その結果等について各小学校にフィードバックを行い、次年度の取組に反映させる。			

事務事業名称		(拡充) 学力向上クリエイト事業 (指導力パワーアップ事業)		
所属	局室名	教育委員会事務局	課名	教育総合センター
	事業費	1,462千円 (1,462千円)	うち一般財源	1,462千円 (1,462千円)
事務事業の目的	(対象) 小・中学校の児童生徒及び教職員			
	(事業趣旨) ここ数年にわたる大幅な世代交代が進む教職員の構成から、急激に増加している若手教員の育成が喫緊の課題となっている。次世代育成に力を入れることが、長期的に見ても学校組織力ならびに子どもたちの学力向上につながると考えられる。指導力向上に組織的なビジョンの取組で、これから目指す教育の具現化を図るとともに、授業づくりだけでなく、学級づくりの指導を通して、子どもたちの向上心を高める学習環境をより一層充実させる。			
	(求めるべき成果) 教職員の世代交代に伴う若手人材育成をスムーズに進めることで、児童生徒の学習環境の整備につなげ、教職員の指導力向上を目指す。			
	(市関与の必要性) ここ数年のベテラン教員の大量退職による新任教員の急激な増加に伴い、若手教員の人材育成がこれからの学校教育を支える喫緊の課題となっている。中堅教員の不足も現実問題であり、学校運営を支える教職員育成のためにも早急な対策が必要である。地域全体で子どもの育ちに関わることで地域の人材活用が推進され、より地域との連携が進むことにつながる。			
事業内容	(事業概要) 教科指導、学級経営に熟知した教職経験者を各学校に派遣することで継続した指導が可能になり、学校現場の直近の問題に早急に対応できる。特に小学校教職員へのアドバイザーに係る支援の必要性が高まっており、ニーズも高いことから4名をあらたに配置する。また、今後、小学3年生以上の外国語活動(英語科)の必修化にむけて、教員の外国語に関する指導力向上を図る。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) ここ数年にわたる世代交代で、ベテラン教員が大量退職することとなり、人材を育成する中堅職員が不足する現状がある。現在実施している授業力向上支援の改善アドバイザーは中学校の5教科のみの配置となっている。若手教員が大量増加している小学校では、各校内において若手教員育成の取り組みを独自で実施しているが、それだけでは不十分であり、中学校と同様の授業改善アドバイザー配置の強い要望がある。昨年度まで実施していた市内学力・生活実態調査においても小学校の学力向上の課題がはっきりしていることから、早急な対策が必要である。経験豊富な教職経験者を必要に応じて小中学校の両方へ派遣することで教職員の授業力だけでなく、学級経営等の対応力向上を図ることで、子どもの学習環境の向上及び学力向上につなげていく。また、求めに応じて小学校外国語活動の教職員指導力支援として地域人材を有効に活用し、授業の充実を図る。この拡充は今後の組織力向上、長期を見据えた子どもの学力向上につながるものである。			
事業実施手法	(事業実施内容) <ul style="list-style-type: none"> ・教育総合センターに小学校のアドバイザー4名を配置する。 ・中学校の5教科授業改善アドバイザーもセンターに配置し、より一層授業における小中連携も推進していく。 ・学校教育課の学力向上クリエイト事業と提携した取り組みとする。 ・若手教員を中心とした指導に、必要に応じて学校へ派遣する。 ・若手教員育成のための研修を質、量ともに充実させていく。現在ある研修の内容を見直しアドバイザーを活用していく。 ・課題がある理科、算数(数学)を中心に授業力を上げるために教材教具の研究や研修を行う。 ・小学校外国語活動の授業力支援として、求めに応じて地域人材を活用し、授業の充実を図る。 			

事務事業名称		(拡充)高等学校通学区域再編に伴う進路対策事業		
所属	局室名	教育委員会事務局	課名	学校教育課
	事業費	18,594千円 (1,249千円)	うち一般財源	18,594千円 (1,249千円)
事務事業の目的	(対象) 中学校全学年			
	(事業趣旨) 平成27年度入学者選抜から実施される新しい通学区域と複数志願選抜に対応するため、中学校3年間を見通した進路学習を実施するとともに、保護者への情報提供の充実を図る。			
	(求めるべき成果) 平成27年度からの公立高校の学区の拡大再編を控え、子どもたちが自分の希望する進路を選択できる学力を身につけるとともに、中学1年生から進路学習に取り組み、幅広い選択肢に対して主体的に進路選択ができる力を育む。			
	(市関与の必要性) 平成27年度入学者選抜から導入される新しい通学区域及び入学者選抜制度に対応し、生徒の興味・関心や適性に応じた進路指導を行うことは、中学校における喫緊の課題である。この課題に対応するためには、3年生への進路指導の充実のみならず、1年生・2年生に対し、早い時期から自らの将来についての意識付けを行うとともに、生徒や保護者へのきめ細やかな進路指導や情報提供が必要である。			
事業内容	(事業概要)			
	(1)中学校全学年への進路学習ノートの配布 多種多様な進路希望に対応するための豊富な資料と、振り返り・気づき・考えるといった一連の作業により、自らの進路設計を可能にするワークシートで進路学習の充実を図るため、各学年における進路学習の内容に対応した進路学習ノートを作成し、全学年へ配布する。 (2)公立高等学校合同説明会の会場変更 平成24年度からPTA連合会との共催で実施している公立高等学校合同説明会は、保護者にとって進路に関する情報を直接得ることのできる重要な機会であるため、より多くの保護者に各高等学校の情報を提供する観点から、実施会場をより収容人数の大きい会場に変更する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 平成27年度入学者選抜から実施される新しい通学区域と複数志願選抜は、これまで複数志願選抜の受け皿的な制度であった「その他校希望」を廃止することも含まれており、公立高校志向の高い本市の生徒にとっては、厳しい改変策となっている。 こうした課題に対応するため、更なる学力向上への取り組みと平行し、各校において3年間を見通した進路学習を実施することとしたもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) (1)中学校進路学習ノートの作成・配布 ①1年生では、自らの生活を振り返り、学習や生活に目標を持って、将来の夢や希望を見つけるための学習を行う。 ②2年生では、将来の生き方を考えるとともに、通学区域再編と新しい入学者選抜制度について早い時期より取り組み、生徒の興味・関心に応じた進路選択に向けた学習を行う。 ③3年生では、将来の生き方について考えを深め、卒業後に向けて進路計画を立てることが出来るように、進路学習を進めていく。 ④学校及び家庭でICT機器を活用した進路学習を行うため、進路学習ノートに掲載されている各学校や関係機関等のホームページ・アドレスを掲載するなど、進路に関する情報の充実を図る。 (2)公立高等学校合同説明会の会場変更 実施会場を、あましんアルイアックホール・オクトからアルイアックホール大ホールへ変更する。			

事務事業名称		(拡充)社会力育成事業		
所属	局室名	教育委員会事務局	課名	学校教育課
	事業費	988千円 (600千円)	うち一般財源	988千円 (600千円)
事務事業の目的	(対象) 中学校9校			
	(事業趣旨) 規範意識やコミュニケーション力の低下、地域のつながりや人間関係の希薄化など、学力向上の土壌ともいえる課題が多く存在する社会の中、中学生による集団活動や自治活動を通じて、人間関係作りを中心とする、社会力の育成を推進する。			
	(求めるべき成果) 集団の中で人と人のつながりを大切にし、積極的に他者と関わることで信頼や友情でつながる望ましい人間関係を築く力を育む。さらに、よりよい集団となるための自治活動や課題解決に必要な意識や知識、スキルを身につけることで、主体的に地域や社会に参画し、行動することによって学ぶ力を育成する。			
	(市関与の必要性) 社会環境やライフスタイルが急速に変化する中、子どものコミュニケーション能力や社会適応能力の低下が社会的な課題となっており、知徳体の調和の取れた、豊かな人間性や社会性、規範意識の育成が求められている。また、不登校やいじめなどの未然防止や早期発見、早期解消を図るためには、子どもを取り巻く環境を整備することが必要である。			
事業内容	(事業概要) 社会力育成モデル事業の実践を踏まえ、「ありたい学級・ありたい学校・ありたいまち」をテーマとした生徒による企画運営・行事参画を通して、主体的に地域や社会に参画し行動する力の育成を目指す取組を行う中学校を9校に拡大する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 平成24年度から実施している社会力育成モデル事業では、研究指定校3校を中心として行われ、夏季生徒会宿泊研修会を通して、いじめ撲滅宣言やポスター作成など、生徒会の自主的な活動の成果が上がり、また、生徒会の活動として文化発表会や体育大会の運営に参加することにつながった。平成26年度からは、より多くの中学校で社会力の育成の活動を推進するため、モデル事業での取組を中学校9校に拡充することとしたもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) 学級活動、生徒会活動、地域社会への参画を通して、良好な人間関係を築く力、課題解決に必要な力といった社会力を育成し、学力向上の土壌とする。 (1)教員等研修会 テーマ「社会力について」 (2)中学校9校での実践的な活動研究 テーマ(例)「身のまわりのいじめを解決しよう」 「地域活動に参画しよう」 (3)生徒会合同研修 「社会力～わが校の取組み～」実践報告会			

事務事業名称		(新規) 子どもの自立支援活動事業		
所属	局室名	教育委員会事務局	課名	生徒指導・特別支援担当
	事業費	223千円	うち一般財源	223千円
事務事業の目的	(対象) 長期欠席・不登校児童生徒及びその保護者			
	(事業趣旨) 不登校対策事業の一層の強化を図るため、従来の訪問指導に加え、長期欠席・不登校児童生徒を抱える保護者等への教育相談、当該児童生徒に対する社会・文化・自然体験等の企画運営、小中学校の教職員と連携した研究・研修体制の構築を付加し、子どもの社会性・自立性の育成と保護者の子育て支援をより一層推進する。			
	(求めるべき成果) 長期にわたって学校へ登校できていない児童生徒やその保護者を支援し、個別の状況に配慮しながら早期の学校復帰を図る。あわせて、子どもの社会性・自立性の育成と子育てに係る支援を行うことで、子どもが自らの力で社会に適応し、将来への夢を持ち、その実現に向けて努力できる人となるよう支援体制を構築する。			
	(市関与の必要性) 本市においては、長期欠席や不登校に関する課題を抱える一方で、子育てに不安や負担を感じる家庭の増加が見られ、地域社会の子育て機能も低下している現状がある。長期欠席・不登校児童生徒への支援は、学力向上に大きく貢献するとともに、関係機関との連携を図り、子どもの自立に悩む保護者への相談にも直接応じることで、本市の子育て支援にも寄与する。			
事業内容	(事業概要) 子どもの自立支援室を設置し、次の取り組みを総合的に推進することで、長期欠席・不登校児童生徒が抱える問題の早期解決と当該児童生徒の健全育成、自立支援を図る。 (1)保護者等からの教育相談 子どもの自立支援室に長期欠席・不登校児童生徒に関する相談窓口を開設し、関係機関と連携しながら迅速な対応を行うことで問題の早期解決を図る。 (2)社会・文化・自然体験等の企画運営 長期欠席・不登校児童生徒が抱える課題への早期対応を強化するため、社会・文化・自然体験等を企画運営する。 (3)研究・研修体制の構築 学校関係者が長期欠席・不登校児童生徒に対する理解を深め、対応力を高めるための研究・研修体制を構築する。 (4)訪問指導 長期欠席・不登校児童生徒に対する訪問指導員の組織的対応を強化する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 現在、9名の訪問指導員が長期欠席・不登校児童生徒への支援を行っており、児童生徒の学校復帰や自立等へ向けて一定の成果を上げている。しかしながら、長期欠席・不登校出現率を他の自治体と比較すると、依然として高い水準にあることから、これまでの活動に加え、より有効な支援策を企画運営し、一層の支援強化と長期欠席・不登校児童生徒数の減少を図ろうとするもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) (1)「子どもの自立支援室」に長期欠席・不登校児童生徒に関する相談窓口を開設する。あわせて、学校・地域・保護者等に周知し、保護者の子育てについての悩み等にも対応するなどの支援を行う。 (2)文化・社会・自然体験等を企画運営し、早期の学校復帰に向けた支援を強化する。 (3)市内小・中学校の教職員と連携し、長期欠席・不登校児童生徒が抱える問題に関して研究や研修を行い、未然防止と早期対応に向けた取組を強化する。			

事務事業名称		(新規)法人保育園分園設置促進事業		
所属	局室名	こども青少年局	課名	保育課
	事業費	135,470千円	うち一般財源	456千円
事務事業の目的	(対象) 保育所入所を希望する児童とその保護者			
	(事業趣旨) 各年度4月1日時点の保育所入所待機児童数は、平成22年度までは10人以下で推移してきたが、増加傾向に転じ、平成23年度には44人、平成24年度には47人、そして平成25年度には74人となったことから、早急に待機児童対策が必要となっている。そこで、保育の供給体制を確保するため、待機児童対策プログラムに基づき認可保育所の定員枠を拡大し、待機児童の解消を目指す。			
	(求めるべき成果) 分園設置により90人の定員増を行い、平成27年4月1日時点の待機児童の解消を図る。 (待機児童は、平成25年4月1日現在、地域別では北部地域(立花、武庫、園田)で全体の91%、年齢別では0～2歳児が全体の86%を占める状況にある)			
	(市関与の必要性) 市は保育の供給体制を確保することが必要であり、国・県の補助制度を活用しながら市として支援し、待機児童を解消することは、本市の責務である。			
事業内容	(事業概要) 待機児童が集中する北部地域に限定して法人保育園の分園の設置(賃借物件を含む)を促進し、認可保育所の定員枠拡大を図る。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 女性の社会参加意識の高まりや働き方の多様化、近年の社会経済情勢の悪化などに伴う女性の就労の増加等により、保育所入所希望が増加しており、全国的に待機児童対策が課題となっている。国においても待機児童のための取り組みをいっそう加速化させるため「待機児童解消加速化プラン」が今年度発表されたところである。本市においても待機児童数は、年々増加している状況となっており、平成25年4月1日現在の待機児童数は74名となった。市としても早急に待機児童対策が必要となっている。			
事業実施手法	(事業実施内容) 待機児童の解消に向け、従来実施してきた施策を継続して実施するとともに、認可保育所の定員枠拡大を図る。手法としては待機児童が集中する北部地域に限定して、法人保育園の分園の設置(賃借物件を含む)を促進する。 実施に当たっては国・県の補助制度を活用して、北部地域に限定して分園の設置を行う法人保育園に対してその費用の一部を補助する。 なお、平成25年度においては、12月議会で補正予算に計上し、当該事業を一部実施している。			

事務事業名称		(拡充) つどいの広場設置推進事業		
所属	局室名	こども青少年局	課名	こども家庭支援課
	事業費	53,270千円 (6,540千円)	うち一般財源	17,758千円 (2,180千円)
事務事業の目的	(対象) 在宅で子育てをしている保護者とその子ども			
	(事業趣旨) 核家族化や近隣関係の希薄化により、在宅で子育てをしている家庭が孤立化している傾向にあり、子育てに関する悩みや負担感を持つ保護者が多い。また、子育てへの悩みや負担感、虐待へと発展する可能性もあることから、様々な主体が関わり、家庭の子育て力を回復、また一層向上させていくための支援を行う。			
	(求めるべき成果) 家庭の子育て力の向上、ひいては、子どもの健やかな成長。 専門家による相談以外に、保護者同士で共感し合い、支え合うような場の機会提供が有効であることから、当該事業を実施し、保護者同士が仲間となって、子育ての喜びや楽しさ、不安や悩みを共有したり、解決策の情報を交換したりするなどにより、子育ての悩みや負担感の軽減を図る中で、安心して出産、子育てができる環境を整え、子どもの健やかな成長につなげる。			
	(市関与の必要性) 子育て支援については、地域だけでなく、個人や家庭、事業者、行政等社会のあらゆる構成メンバーが、それぞれの役割と責任において、協働により取り組む必要がある。市が関与する必要性としては、すべての子育て家庭を対象に、全市域で均等に、安定的で、質が一定確保されたサービスを提供できるという点から、市が関与するものである。 当該事業を運営しているのは、地域で子育て支援の活動をしている団体であり、地域全体で子育て家庭を支え、子どもたちの育ちを支援する意識の醸成へつなげていくものである。			
事業内容	(事業概要) 在宅で子育てをしている保護者やその子どもたちが交流できる場として、つどいの広場を2箇所増設し、子育てに関する悩みや負担感の軽減を図るとともに、子育てしやすい環境を創出する。 (平成26年度は、①武庫中学校及び常陽中学校の校区内、②小園中学校の校区内に設置)			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 現在、市内9箇所の施設で親子の交流の場の運営がなされている。 「次世代育成支援対策推進法に基づく尼崎市後期行動計画策定のためのニーズ調査」において、ベビーカーで通える距離に施設がない状況に置かれている子どもとその保護者が多く、「場所が遠い」や「施設に行くための交通の便が悪い」といった意見があったことから、次世代育成支援対策推進行動計画(後期計画)において、施設数を増やす(計画最終年度には11箇所)ことを目標に掲げている。これに基づき、施設を計画的に設置するものである。			
事業実施手法	(事業実施内容) つどいの広場を開設し事業を運営する団体について、市は公募を行い、応募団体は、実施を予定している事業内容、設置場所、職員体制についてプレゼンテーションを行う。公募を行うに当たっては、新たに子育て支援に関する活動を始める団体等のほか、すでに独自に活動をしている団体等も対象とする。また、より効果的なつどいの広場の設置を推進するため、就学前児童数は多いが近隣につどいの広場がない地域での実施が望ましいことから、公募の段階において、実施地域を指定する。(平成26年度は、①武庫中学校及び常陽中学校の校区内、②小園中学校の校区内)			

事務事業名称		(新規)戸籍住民基本台帳事務等関係事業 (赤ちゃん誕生メッセージカード事業)		
所属	局室名	市民協働局	課名	市民サービス部窓口担当 各サービスセンター
	事業費	71千円	うち一般財源	71千円
事務事業の目的	(対象) 尼崎市で出生届出をされた方・出生子			
	(事業趣旨) 子どもの誕生を祝うとともに、児童虐待や育児放棄など、乳幼児をめぐる社会問題が大きくなってきている中で、健やかな子どもの成長を願い、青少年の健全育成や子育て支援の充実を図る。 また、子育てファミリー世帯の転入を促進する。			
	(求めるべき成果) 子どもの誕生を喜び、子どもを育てる力を高めるとともに、尼崎への愛着と誇りを持つ。			
	(市関与の必要性) 子育て支援の一助でもあり、出生届出時にメッセージカードの交付を行うことから、市の責任において実施することが必要である。			
事業内容	(事業概要) 尼崎市で出生届出をされた方へ、新しい命の誕生とその命を大切に育むご家族へお祝いのメッセージを伝えるためメッセージカードを交付します。同時に、子育てしやすいまちであることをPRします。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 年間約4,000件の出生届出がある窓口において、新しい命の誕生とその命を大切に育むご家族へ、お祝いの気持ちを表すものとして、本市の母子手帳に挟めるはがきサイズのメッセージカードを制作する。			
事業実施手法	(事業実施内容) ①メッセージカードの制作 ・表面には、イラストデザイン(デザインは、尼崎にゆかりのある作家に依頼)と市長メッセージ ・裏面には、子育て支援に関する情報掲載 ②メッセージカードの交付 対象者:市内で出生届出を行い、母子手帳に証明を受ける方 交付場所:市民課戸籍担当、各サービスセンター、各証明コーナー			

事務事業名称		(新規)子育て情報提供事業 (あまっこいきいきナビサイト)		
所属	局室名	こども青少年局	課名	計画調整課
	事業費	0千円	うち一般財源	0千円
事務事業の目的	(対象) 子育てをしている保護者等			
	(事業趣旨) インターネット等の媒体を通じた情報入手は容易になる一方、多くの利用者にとって必要・不必要の判断が困難な状況となっている。そのため、多彩な情報が提供されている市ホームページを基に、子育ての情報を集約し、利用者の視点に立った分かりやすく、探しやすい子育て応援サイトを新たに構築し、子育て家庭に対して情報提供する。なお、官民連携事業のため、市の経費負担は発生しない。			
	(求めるべき成果) 分かりやすく、探しやすい子ども・子育て情報の提供 子育て家庭等に対し、市が行う子ども・子育てに関する情報を集約し、利用者の視点で分かりやすく提供することにより、子育ての悩みや負担感の軽減を図り、子どもの健やかな成長につなげる。			
	(市関与の必要性) 分かりやすく、探しやすい子育て応援サイトの構築、更新、運用は事業者が担うものの、情報元となるのは市ホームページであり、提供するまでの情報の点検や、運用後の内容変更については、市が関与するものである。			
事業内容	(事業概要) 市と事業者が協定を結び、市ホームページに関連サイトとして外部リンクを設置し、子育て家庭に対して、利用者の視点に立ち、分かりやすく、探しやすい子ども・子育て情報を提供する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 次世代育成支援対策推進行動計画(後期計画)において、インターネット等の媒体を通じた情報入手は容易になる一方、多くの情報の中から利用者にとって必要、不必要の判断が困難な状況との指摘があることや、地域の子育て力向上などに関する市民意識・実態調査(平成24年3月)においても、情報の入手先として市ホームページからの比率が比較的高い(パソコン版31.0%、携帯版10.3%)ことから、情報を集約し、提供するものである。			
事業実施手法	(事業実施内容) 本市と事業者が協定を締結し、市ホームページに関連サイトとして外部リンクを設置することにより、利用者の視点に立ち、分かりやすく、探しやすい子ども・子育て情報を提供する。なお、市は子育て情報の提供や点検を行い、事業者は、子育て応援サイトを構築し、更新、運用を行う。 協定締結 平成25年12月1日 開設予定 平成26年2月			

事務事業名称		(拡充)朝鮮人学校就学補助金		
所属	局室名	市民協働局	課名	人権課
	事業費	7,070千円 (710千円)	うち一般財源	7,070千円 (710千円)
事務事業の目的	(対象) 朝鮮人学校の初級部又は中級部に在学している市内に居住している児童・生徒の保護者			
	(事業趣旨) 朝鮮人学校は日本の義務教育課程に相当する教育を実施しているが、学校教育法第1条に規定する学校ではないため、日本の私立学校と同等の補助が受けられず、保護者の経済的負担が大きい。 多文化共生社会の実現という観点から、外国人等が生活しやすくなる条件整備の一つとして、在学している児童・生徒の保護者の負担軽減を図り、児童・生徒が民族教育を選択する自由を支援する。			
	(求めるべき成果) すべての市民が自分らしく生き、互いの生活や文化を理解・尊重し、その個性と能力を十分に発揮できること。			
	(市関与の必要性) 尼崎市内には平成25年11月1日現在、11,051人の外国人住民のうち、73%にあたる8,036人の韓国・朝鮮籍の人たちが住んでいる。 朝鮮人学校は、義務教育課程に相当する教育を実施していることや、保護者は市内在住の納税者であることから、国において必要な措置がとられるまでの間、市が補完的な措置として事業を実施する必要がある。			
事業内容	(事業概要) 尼崎朝鮮初中級学校に在学する児童・生徒の保護者(市内在住)に対する就学補助金を、1人60,000円から70,000円に増額する。 @70,000円×101人(H26在学者見込)=7,070,000円			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 補助金の申請者数は減少傾向にあるが、阪神間各市と比較した場合、補助金額に格差が生じている。また、保護者等からの増額の要望があることから、他都市の状況等を踏まえ、補助金の増額を行う必要がある。 西宮市-初・中級とも85,000円 伊丹市-伊丹朝鮮初級70,000円、その他の初・中級48,000円(各500,000円の運営補助有り) 宝塚市-初・中級とも140,000円 川西市-初級140,000円、中級70,000円 三田市-初・中級とも60,000円			
事業実施手法	(事業実施内容) 現在1人60,000円の補助金を、70,000円に増額する。 (@70,000円×101人(H26在学者見込)=7,070,000円) 交付対象者:児童又は生徒の親権を行うもの、後見人その他のもので、 市内に居住し現にその児童及び生徒を監護・扶養しているもの			

事務事業名称		(拡充) 平和啓発推進事業 ((仮称) 平和への願い継承事業)		
所属	局室名	市民協働局	課名	人権課
	事業費	273千円 (26千円)	うち一般財源	273千円 (26千円)
事務事業の目的	(対象) 市民			
	(事業趣旨) 戦争体験者の話を聞くことや、自分の住むまちに現存する戦争の傷跡などを訪ねることは、戦争を知らない世代が、その悲惨さを実感し、世界平和の尊さ、大切さに対する理解を深めるための貴重な機会である。現在「尼崎市原爆被害者の会」で実施している語り部活動事業を映像作品化し、その体験を継承するとともに、小学生及び保護者を対象に市内の戦争遺跡等を訪ねるバスツアーを行い、次世代の平和への意識の推進を図る。			
	(求めるべき成果) 世界平和を願い尊ぶ意識を醸成し、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認め合う「ともに生きる社会」を実現する。			
	(市関与の必要性) 平和な社会の実現は、市民生活の基本であり、人類普遍の願いであることから、平和啓発推進事業は市が積極的かつ主体的に実施すべき事業である。			
事業内容	(事業概要) ①被爆体験DVD化事業 「尼崎市原爆被害者の会」の語り部活動の様子及び被爆体験をDVDとして映像作品化し、全市的な平和への意識の推進を図る。 ②夏休み親子平和スタディツアー 小学生及びその保護者を対象に募集を行い、夏休み時期に市内の戦争遺跡や平和モニュメントを案内するバスツアーを実施する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 現在、戦争の悲惨さを風化させないため、「尼崎市原爆被害者の会」による語り部活動事業を実施しているが、終戦から68年を経て被爆体験者の高齢化が進み、語り手が減少している現状から、体験の継承が喫緊の課題となっている。			
事業実施手法	(事業実施内容) ①被爆体験DVD化事業 ・実行委員会を立ち上げ、市民及び事業所等から協賛金を募り財源とする。(1口1,000円予定) ・映像化に際しては映像会社に委託し、次世代に継承され得る作品を制作する。 ・配付先: 協賛者、市内の市立小・中・高校、教育総合センター、図書館等 ・(公社)尼崎人権啓発協会及び人権課から貸出を行うとともに、市政出前講座等で積極的に活用する。 ②夏休み親子平和スタディツアー ・募集人員: 先着22人(10組程度)×2回実施 ・訪問予定場所: 旧開明小学校の堀に残る機銃掃射の跡			

事務事業名称		(拡充)男女共同参画社会づくり関係事業 (ワークライフバランス推進事業)		
所属	局室名	市民協働局	課名	協働・男女参画課
	事業費	250千円 (68千円)	うち一般財源	250千円 (68千円)
事務事業の目的	(対象) 市民、市内事業所			
	(事業趣旨) 仕事と家庭生活・地域活動の調和を望みながらも、その理想と現実とのギャップが大きい生活を強いられている市民が多い中、働き方の見直しが重要となっている。男女ともに自らの個性と能力を十分に発揮できるような働き方について啓発を進めるとともに、ワークライフバランスの取れた生活を応援するまちであることをアピールする。			
	(求めるべき成果) 仕事と家庭生活・地域活動が調和する社会			
	(市関与の必要性) 「ワークライフバランスの確立」は男女共同参画社会の実現を目指す「第2次尼崎市男女共同参画計画」の中でも基本目標の一つとして掲げているものであり、行政が積極的に取り組む必要がある。			
事業内容	(事業概要) 女性センターで講演会等を行う一方で、「ワークライフバランス大賞」の表彰事業を実施する。あわせて、市内事業者がワークライフバランスの確立に向けて取り組める仕組みづくりを検討していく。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 「ワークライフバランスの確立」については第2次尼崎市男女共同参画計画において基本目標の一つに据え、庁内関係課でもその推進のための事業を行っているところである。 しかし、固定的な役割分担意識などから、家事・子育て・介護は主に女性が担ってきた状況の中、共働き家庭においても女性が多くの家事を担っていたり、家庭で子育てを行う女性が子育てを一人で抱え込む負担感を持っている。また、子育て世代の労働者を中心とした長時間労働の実態があり、仕事と家庭生活等が調和できるような働き方の見直しが必要になってきている。			
事業実施手法	(事業実施内容) 女性・勤労婦人センターで講演会等を行うほか、「ワークライフバランス大賞」の表彰事業を実施する。事業者以外にも、地域のイベントや、個人の取組など、さまざまな取組、活動を共有、発信していけるよう、地域部門や個人部門といった部門別の表彰についても対象としていく。 また、実施にあたっては25年度に見直しを行っている推進事業者制度や、推進員制度との関連づけも行っていく。 あわせて、市内事業者のワークライフバランスに関する取組の実態調査を行い、市内の事業者がワークライフバランスの確立に向けて取り組める仕組みづくりを検討していく。			

事務事業名称		(拡充)権利擁護推進事業		
所属	局室名	健康福祉局	課名	生活支援相談課
	事業費	16,636千円 (7,434千円)	うち一般財源	6,073千円 (1,871千円)
事務事業の目的	(対象) 判断力が不十分であるなどのハンディをもつ高齢者、障害者			
	(事業趣旨) 介護保険や障害者自立支援制度にあわせ、本人による契約が必須となっているが、福祉サービスや医療(入院)の利用、金銭の管理などの場面で適切な判断・契約能力がなく、生活が維持できないケースが増加している。それらのケースなどに対応するため、成年後見に係る相談から申立、受任者の養成・監督など一体的に支援を行うことで、誰もが本人らしい生活を送れる体制をつくる。			
	(求めるべき成果) 成年後見に係る専門的な知見を背景に相談から対応、その後の支援まで一体的に行うことで、高齢者・障害者の権利擁護を図る。			
	(市関与の必要性) 成年後見を行える人材の育成・活用は、高齢者・障害者にかかる各法に定められる市の業務であり、家庭裁判所より求められる後見監督機能を果たしながら市民後見人等を活用していくために、組織的・継続的に成年後見の専門知識をもつ機関を整備することが必要である。			
事業内容	(事業概要) ・成年後見支援に係るセンターを設置 ・困難ケースの権利擁護に関するスーパーバイズ			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 本市が養成した市民後見人が活動するにあたっては、今後市民後見人の養成者が、法人による後見監督人に就任し、法的な責任を負うことを裁判所から要求されている。成年後見は通例では本人が死亡するまで継続的に関わる制度であり、市民後見人の活用により高齢者の支援などを行うにあたり、相談、支援、支援者の育成・監督に至るまで専門性をもつものが実施することで、効率的・継続的かつ利用のしやすい体制にしていく必要がある。 また後見にかかる専門職等との連携や、前段となる高齢者・障害者に対する権利擁護にかかる相談の機能も必要であり、相談から対応、その後の支援体制の維持まで一体となって運用することが合理的である。 なお、福祉の措置・成年後見の市長申立など行政権限を発揮しなければならない困難ケースについては、引き続き市が対応していく必要がある。			
事業実施手法	(事業実施内容) 成年後見支援に係るセンターを設置(委託、庁舎内に設置) ・成年後見制度に係る専門的な利用支援(市民・介護事業者への相談・申立支援) ・専門職相談会の実施 ・市民後見人の養成・受任調整・活動監督 ・権利擁護支援 困難ケースの権利擁護に関するスーパーバイズ ・法律顧問による市に対する相談・同行支援、権利擁護支援チームによる個別支援			

事務事業名称		(新規)認知症対策推進事業		
所属	局室名	健康福祉局	課名	高齢介護課
	事業費	7,790千円	うち一般財源	1,361千円
事務事業の目的	(対象) 市内在住の認知症高齢者及びその家族、介護者等			
	(事業趣旨) 高齢化の進展に伴い、認知症高齢者数も益々の増加が見込まれていることから、認知症高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域包括ケアを実現する。 また、認知症の早期診断・早期対応の遅れ、行動・心理症状等への不適切な対応などにより、不必要な施設入所や精神科病院への入院が増えていることから、地域で医療、介護サービス、見守り等の日常生活の支援サービスが包括的に提供される体制を構築する。			
	(求めるべき成果) 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すとともに、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れを構築する。			
	(市関与の必要性) 認知症施策については、市が主体となって推進するものである。			
事業内容	(事業概要) 国が策定した認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)に基づき、本市の認知症ケア施策を推進する。認知症の人の日常生活とその家族等を支援するため、医療と介護の連携を図り、地域で医療や介護、見守りなどの日常生活支援サービスを包括的に提供する体制を構築する。また、その取組内容を次期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に反映させる。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 平成25年6月に厚生労働省から認知症有病率等について、全国の高齢者の平成22年時点の認知症有病率の推計値は15%、正常と認知症の中間の人の有病率推計値は13%であるとの調査結果が公表された。 この推計値を本市の平成25年3月末の高齢者数の113,539人に適用して算出すると、認知症有病者数は17,030人、正常と認知症の中間の人の有病者数は14,760人となる。 今後の高齢者数の増加に伴い認知症高齢者が益々増加することが予想され、特に本市においては単身高齢者の割合が高いという状況を踏まえ、高齢者が認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会を実現するため、認知症施策を推進することは喫緊の課題である。			
事業実施手法	(事業実施内容) ・認知症地域支援推進員の配置 ・嘱託医師の配置 ・認知症施策推進協議会の設置 ・認知症ケアパス等作成・普及 ・高齢者虐待防止マニュアルの改訂作成 など			

事務事業名称		(新規)介護予防対策事業		
所属	局室名	健康福祉局	課名	高齢介護課
	事業費	3,322千円	うち一般財源	416千円
事務事業の目的	(対象) 高齢者			
	(事業趣旨) 高齢者が、住み慣れた地域で自立した生活を継続するためには、在宅生活を支援するための、公民問わない福祉サービス等の提供体制の整備が必要である一方、一人ひとりが自主的に、できるだけ介護を必要とする状態にならないように、介護予防に取り組むことが大切である。 高齢者、要介護認定者が増加し続ける中、二次予防チェックリスト等を活用し、身体状況等を記録した個人台帳を作成し、個々の様態に応じた体操・講座等を案内し、効果的な介護予防を行うとともに、効果測定ができる仕組みづくりを行政において早急に構築する必要もある。			
	(求めるべき成果) 市の裁量で行うことになることが検討されている予防給付も含めた地域支援事業の再構築を図り、介護保険制度の改正により現在利用している介護予防給付を受けられなくなる、9,000人近い要支援者の受け皿を整備し、安心して在宅での生活を継続できる体制を整える。 また、身近な地域において定期的・継続的に健康体操等の介護予防に取り組んでいただいたり、健康増進に関する情報を発信したりすることで、高齢者一人ひとりの介護予防に関する意識を醸成し、高齢者が介護が必要な状態になることを防ぐ。			
	(市関与の必要性) 地域住民の主体性のもとに行政の協力によって行う。			
事業内容	(事業概要) 現在行っている、特定高齢者を対象にした二次予防事業については26年度末を持って廃止予定であり、その財源を活用し、より身近な地域で気軽に参加できるように、健康な高齢者も含めた地域ぐるみの介護予防体制を構築していく。また、介護保険制度の改正に対応するため、その体制整備について検討を進める。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 高齢化の更なる進展に伴い、増え続ける介護給付費の増加を抑制することは喫緊の課題であるとともに、高齢者が、将来、介護が必要な状態になることをできる限り防ぎ、住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、介護予防に対する取組の強化を行うことは保険者としての行政の責務である。 加えて、要支援・介護予防に係る介護保険制度の改定が間近にせまっており、地域住民主体の地域に根ざした介護予防の取組を行なうことで、地域住民自身の介護予防に対する意識を醸成し、介護保険制度について考えていただくとともに、地域住民が気軽に利用できる介護予防の拠点として、老人福祉センターの機能を強化することは喫緊の課題である。 健康体操については、現在兵庫県下においても、すでに同様の取組が20近くの市町で行なわれており、本市においても早急な立ち上げを行なう必要がある。			
事業実施手法	(事業実施内容) ・地域における健康体操の推進 ・地域における自主的な健康づくりの推進 ・老人福祉センターの介護予防事業の強化 ・介護予防メニューの作成及び個別指導 ・介護保険制度の改正に伴う介護予防体制整備			

事務事業名称		(拡充)指定管理者管理運営事業 (保育所等訪問支援事業)		
所属	局室名	健康福祉局	課名	障害福祉課
	事業費	273,815千円 (9,298千円)	うち一般財源	140,902千円 (8,866千円)
事務事業の目的	(対象) 保育所など「児童が集団生活を営む施設」に通う市内在住の障害児			
	(事業趣旨) 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団が指定管理者となって管理運営している「尼崎市立あこや学園」及び「尼崎市立たじかの園」が、地域における障害児通所支援の中核をなす児童発達支援センターとして障害児支援を行う。			
	(求めるべき成果) 各児童発達支援センターの保育所等訪問支援事業にかかる支援体制を充実することにより、障害児が集団生活に適応できるよう、一体的に障害児支援施策を推進する。			
	(市関与の必要性) 市が指定管理者に選定している社会福祉法人が管理運営する児童発達支援センターの専門性を確保するため一層の体制整備が必要である。			
事業内容	(事業概要) 平成25年度より開始した保育所等訪問支援事業にかかる専門職の増員を行い、障害児の支援体制の充実を図る。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 平成24年度の児童福祉法の改正により、児童発達支援センターとして位置づけられている「あこや学園」及び「たじかの園」については、障害児支援の充実を図るために、地域支援事業として保育所等訪問支援事業を付加して実施しているが、より支援を充実させるには、専門性及び経験を有する職員の増員配置が必要である。			
事業実施手法	(事業実施内容) 指定管理委託料を増額し、専門性及び経験を有する職員を増員配置し、支援体制の整備を図る。			

事務事業名称		(拡充)子ども家庭相談支援体制整備事業		
所属	局室名	健康福祉局	課名	生活支援相談課
	事業費	1,891千円 (167千円)	うち一般財源	1,262千円 (112千円)
事務事業の目的	(対象) 尼崎市子どもの育ち支援条例に定める「要支援の子ども」(虐待若しくはいじめを受けている子ども、不登校、非行の子どもなど。)のうち、学校現場において適切な支援につながない子ども			
	(事業趣旨) 就学後の子どもが抱える問題への支援機能を強化する視点から福祉事務所の体制を整備し、いじめ、不登校、非行など、就学後の要支援の子どもを早期に発見し、児童虐待等の予防や対応の仕組みとも連携して適切な支援を行うため、学校現場に福祉の視点を導入することで要支援の子どもへの学校の対応力の向上の側面支援、学校と他の社会資源とのネットワークの構築などを図る。			
	(求めるべき成果) 子どもの育ち支援条例の理念の実現を目指し、学校現場で顕在化している要支援の子どもに対して、教員と協働して子どもや家庭に継続的に働きかけ、小さな変化を積み重ねて問題の改善を図るとともに、要支援の子どもに対する学校の対応力の向上、学校と他の社会資源とのネットワークの構築等を図る。結果的に、子どもの最善の利益をもとにした適切な支援につながることで、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指す。			
	(市関与の必要性) 条例の規定に基づき、市の責務として実施している。なお、子どもの最善の利益を図るために関係機関、支援関係者が連携して支援を行っている。			
事業内容	(事業概要) ・子ども家庭相談支援体制におけるスクールソーシャルワーク ・支援に行き詰まるケースや事業管理などへのスーパーバイズ			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) スクールソーシャルワーク事業の開始から3年が経過し、制度を理解して活用した学校からは、活動要請が増えていることなどから、制度への評価や期待は非常に高いと考えられる。一方、スクールソーシャルワークを活用していない学校については、学校現場で日々起こるさまざまな事象に対して、教職員が対症療法的に対応せざるをえない場合も多く、その時にワーカーが要請に応じられる体制になっていないことが、制度を利用しない理由としてあがっている。現行3人体制では、要請のあった学校現場で現に起こっている問題に力点を置いた取組とならざるを得ず、全市における要支援の子どもへの初期段階対応や学校の対応力の向上等、未然防止の観点から、子どもの集団生活の環境を改善することを主眼とする事業本来の成果を出すことはできない。初期対応や学校の対応力の向上等という事業本来の成果を出すとともに、全校に活動を広げていくためには、ワーカーの配置人数が不足しており、社会保障審議会児童専門分科会からも、毎年体制充実の検討が必要との評価を受けている。			
事業実施手法	(事業実施内容) 平成26年度から現行3人のワーカー体制を6人に増員して活動を展開し、全小中学校を対象に、支援が均一に提供できるように取組を進めていく。活動においては、週1日特定の学校に配置し活動する「配置校型」と、学校からの要請に応じて派遣し活動する「派遣校型」でスクールソーシャルワーク活動を実施する。配置校型では、小中連携の視点から、関係する小中学校にアウトリーチして活用を働きかけていく。 ①問題が重症化しないように、未然防止・予防の観点に留意した取組 ②就学前から小中連携につながるよう、保健センターや保育所等と連携した機能的な取組			

事務事業名称		(新規)ヘルスアップ尼崎戦略事業 (未来いまカラダ戦略ーサルコペニア肥満調査事業)		
所属	局室名	市民協働局	課名	ヘルスアップ戦略担当
	事業費	16,365千円	うち一般財源	224千円
事務事業の目的	(対象) 生活習慣病予防健診、特定健診、要介護健診等受診者 60歳以上市民(100万歩運動参加者、その他老人センター利用者)			
	(事業趣旨) 60歳以上高齢者の健康課題を明確にするとともに、課題に即した介護予防対策を推進し、より積極的に高齢者の健康寿命の延伸を目指す。また、結果としての介護給付費の適正化を目指す。			
	(求めるべき成果) 健康寿命の延伸、結果としての介護保険給付費、国保医療費の適正化 結果としての新行革計画目標の達成			
	(市関与の必要性) 今後予測される人口の超高齢化を前に、本市の生活習慣病対策の指針となる「尼崎市生活習慣病予防ガイドライン(平成23年12月策定)」を活用した全庁的な総合戦略を推進している。 今回、高齢者の健康課題を明らかにし、今後の介護保険事業計画立案にもいかすために、新たに体組成や握力測定を実施することから、市が行う事業と位置づける。			
事業内容	(事業概要) 特定健診等と同時に筋肉量等の測定を設ける。これに加え、100万歩運動参加者、老人センター等利用者を対象に、測定機会を設ける。 健診結果と筋肉量等の測定結果に基づき対象者を層別化し、必要な保健指導、身体活動メニューを作成し、老人センター、地区体育館、サポーター企業等などの健康運動指導士など運動指導員により継続的にフォローアップし、その効果測定を行うことで、介護予防に資する効果的、効率的な施策を検討する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 団塊の世代が後期高齢を迎える10年後、2万人以上が後期高齢者となることから、これまでの対策に加えて身体機能の低下予防に着目した健康寿命の延伸に向けた対策が早急に求められている。 一方、社会保障国民会議において、「要支援者」に対する予防給付は市町村負担となる方向性が打ち出されており、該当する高齢者が増加することで、市の負担も増加する。早期から予防対策に着手する必要がある。 これまで介護予防事業として、チェックリストの設問に答える方法で対象者のスクリーニングを実施してきたが、郵送料や委託料等の経費を要しても、2次予防対象者の介護予防事業参加者の割合が本市の実績でも1%に満たないことから、検討が必要となっている。 メタボリックシンドロームなどによる血管内炎症物質の増加や動脈硬化リスクの出現が筋肉細胞の減少等への影響が医学的に明らかになりつつあることから、特定健診等結果と筋肉量、筋力との関係を調査し、エビデンスに基づく効果的な施策を構築する必要がある。			
事業実施手法	(事業実施内容) 1 健診受診者に対する筋肉量測定 特定健診、要介護健診等と同時に測定を実施する。これに加え、100万歩運動参加者、老人センター等利用者を対象に、測定機会を作る。 2 結果に基づく保健指導(筋肉量の維持、増加、身体活動量の増加など)と継続支援 健診結果等に基づき対象者を層別化し、運動や食生活など必要な保健指導を実施するとともに、老人センター、地区体育館、サポーター企業等などの健康運動指導士など運動指導員により継続的にフォローアップする。 3 保健指導対象者の筋力や健診結果の改善及び、介護保険給付、医療費等の状況を継続的に調査する。 4 保健指導、運動指導を実施する関係職員の研修会を実施。			

事務事業名称		(新規)生活習慣病予防ガイドライン推進事業 (未来いまカラダ戦略－保育所・幼稚園生活習慣教育事業)		
所属	局室名	市民協働局	課名	ヘルスアップ戦略担当
	事業費	472千円	うち一般財源	472千円
事務事業の目的	(対象) 公立保育所入所、公立幼稚園入所児			
	(事業趣旨) これまでヘルスアップ戦略推進会議、保育・学校教育部会において、小学校6年生と中学校2年生の授業で使用している生活習慣病予防の副教材を作成し、平成25年度から市内全校で授業がスタートしている。小学校で受ける授業に引き継げる基礎的な生活習慣病予防の教育を、保育所・幼稚園のいずれに通っていても幼児のうちに受ける機会を作り、幼児期、小学校、中学校と継続した教育効果をあげる。			
	(求めるべき成果) 保育所、幼稚園、どちらに通っていても、共通の教材を使った教育を受け、幼児期に望ましい食生活などの生活習慣をを選択する力を獲得する。			
	(市関与の必要性) 次期行財政改革で目指す財政構造の改善に向け、将来の生活習慣病の発症を予防するため、すべての幼児が教育を受ける仕組みを市が作る必要がある。			
事業内容	(事業概要) 公立保育所、公立幼稚園の年長児等に活用する共通の教材を開発、作成し、それぞれに授業を実施する。併せて、関係職員に必要な研修を行う。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) ヘルスアップ戦略推進会議及び保育・学校教育部会においてこれまで、小・中学生に対する望ましい生活習慣づくりとして、教材の作成や関係職員の研修を実施するとともに、教育委員会所管の小児肥満対策と市民協働局所管の生活習慣病予防健診(通称あまっこ健診)の連携など、小中学生に対する生活習慣病予防の取組みフレームは整備されつつある。 しかしながら、就学前の子どもに対する取組みは各保育所、幼稚園に委ねられていることから、就学前に獲得すべき共通の学習内容を保育所、幼稚園双方で提供し、幼・保、小、中学校と、連続した教育フレームを作る。			
事業実施手法	(事業実施内容) 1 保育所、幼稚園の年長児に活用する共通の教材を開発、作成し、それぞれに授業を実施する。 2 授業を実施するために関係職員に研修を行う。			

事務事業名称		(拡充)妊婦健診事業		
所属	局室名	健康福祉局	課名	健康増進課
	事業費	347,128千円 (54,567千円)	うち一般財源	347,128千円 (54,567千円)
事務事業の目的	(対象) 市内に住民登録のある妊婦及びその他市長が認める者 4,484人(平成22~24年度妊娠届出数平均)			
	(事業趣旨) 妊婦健診費用の経済的負担を軽減し、確実な受診を促し、健やかな妊娠経過と安全な出産を迎えることを図る。			
	(求めるべき成果) 妊婦健診の確実な受診機会の確保により、母体及び胎児の健康管理に必要な支援を早期に行うことで、妊婦がより健康的で安全な妊娠継続及び出産を迎えることができる。 妊婦健診事業の申請手続きを機に妊娠初期の妊娠届出が必要となることで、母子健康手帳をより早く交付することができ、妊娠中の健康管理に役立てることができる。			
	(市関与の必要性) 母子保健法第13条より「市町村は、必要に応じ、妊産婦に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。」ことから、市町村では妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付する際、妊婦健康診査費一部助成事業について説明し、受診の勧奨をしている。また、同法第17条の「第13条の規定による健康診査を行った市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者に保健師等にその妊産婦を訪問させて、必要な指導を行う。」に基づき、本市では、健診費用の公費助成をするとともに、医療機関から妊婦健診の結果報告を受け、保健指導を要する妊婦に地域保健担当の保健師が保健指導を実施していることから、今後も継続して安心・安全に出産できる体制づくりを進めていく必要がある。			
事業内容	(事業概要) 妊婦健診の検査項目について、国が示す「標準的な健診内容」に含まれる子宮がん検診(細胞診)等を追加し、一部検査項目の実施時期を見直し健診内容を整備する。さらに妊婦健診の確実な受診を促すとともに、健診結果等から医療機関と連携し支援が必要な妊婦を早期に把握し、妊婦が健康的で安全な妊娠継続及び出産を迎えることができるよう支援していく。 【健診時期】妊娠期間中 【内容】前期健診に子宮頸がん検診(細胞診)、後期健診に貧血検査を追加し、また一部検査項目の実施時期及び検査方法を変更して実施する。 ①前期健診 @11,888円×1回 ⇒ @23,909円×1回 (子宮頸がん検診(細胞診)を追加し、 クラミジア検査と超音波検査を前期健診で実施する) ②後期健診 @11,025円×1回 ⇒ @10,452円×1回 (貧血検査を追加し、クラミジア検査は前期健診に移行) ③基本(S)健診 @8,511円×1回 ⇒ @8,754円×1回 ④基本(A)健診 @5,250円×5回 ⇒ @5,400円×3回 ⑤基本(B)健診 @3,150円×6回 ⇒ @3,240円×8回 計 76,574円 ⇒ 85,235円			
	(事業企画立案に至った経緯) 妊婦健診事業は、子ども・子育て支援法(H27年度施行予定)の中で地域子ども・子育て支援事業に位置づけられ、妊婦健診の実施基準は、国が示す「標準的な健診内容」とされている。 本市の健診内容については、現在、国が示す「標準的な健診内容」を満たしていない項目があり、また、一部検査項目の実施時期や検査方法の変更もあることより、国の基準に沿った健診内容に見直しを行うものである。			
事業実施手法	(事業実施内容) ・実施要領の改正(追加拡充分の健診受診券等の作成) ・尼崎市医師会及び個別医療機関委託契約医療機関3か所との調整及び契約の実施 ・委託契約医療機関以外での健診受診者に対する償還払い手続きに伴う調整 ・受診結果報告書にて把握した支援が必要な妊婦に対する支援体制の整備 ・受診結果報告入力システム(保健衛生システム)の調整 ・申請手続き窓口への事業説明			

事務事業名称		(新規)認知症確定診断体制整備事業		
所属	局室名	健康福祉局	課名	保健企画課
	事業費	10,654千円	うち一般財源	10,654千円
事務事業の目的	(対象) 市内在住の認知症疑いの患者及びその家族、介護者等			
	(事業趣旨) 認知症支援対策の一環として、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会を目指して、認知症の疑いがある患者に対し、確定診断をするシステムを構築することで、早期診断・早期対応を促す。			
	(求めるべき成果) 市内のかかりつけ医と認知症患者の確定診断を行う専門医療機関との連携機能を強化することにより、認知症患者に対し、早期に適切な対応をすることで進行を遅らせたり、できるだけ本人や家族にとっていい環境へ導くこと。			
	(市関与の必要性) 公的病院の協力を得て、本市の医療体制を充実させる。			
事業内容	(事業概要) 認知症確定診断を行う専門医療機関において、認知症早期確定診断の市民受診枠を確保するとともに、市内かかりつけ医や介護職など関係職員を対象に本事業の理解と利用を促すための研修を実施する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 認知症対策の一環として、患者の確定診断により早期発見・早期治療を促し、その後の適格なケアにつなげる体制作りが急がれる。 本市近隣では、認知症の確定診断は兵庫医科大学で受け入れているが、診察までに2～3ヶ月待ちの状況であり、高齢者にとっては市外でアクセスしづらく、予約待ちの期間中に認知症の症状が進んでしまう恐れがある。また、市内かかりつけ医を受診している市民の中にも、認知障害の原因が未確定のまま、薬を処方されている患者もいることが想定され、認知症高齢者の増加が見込まれるデータからも、今後、潜在的な患者も増加することが見込まれる。 このような状況のもと、本市にある関西労災病院は診療体制および高度な機器(SPECT)が整備されていることから、現在、市内において本事業を担える唯一の専門医療機関であり、かかりつけ医との連携を増強することにより、潜在的な認知症疑い患者の早期診断・早期対応を促すことが期待できる。			
事業実施手法	(事業実施内容) ・関西労災病院の老年期外来において、現状に加えて、市内かかりつけ医から医療連携総合センター(地域医療室)経由で紹介された市民の認知症早期確定診断(スペクト検査対応)の受診枠として、概ね週3枠を確保。 ・本事業を円滑に起動、運営するため、キーパーソンとなる市内かかりつけ医に対し、本事業の理解と活用を促すための研修の実施。 ・介護職など関係機関職員を対象に本事業の理解を促し、地域での受け入れやケアについてスキルアップを図るための研修の実施。			

事務事業名称		(新規)食育推進計画策定事業		
所属	局室名	健康福祉局	課名	健康増進課
	事業費	2,443千円	うち一般財源	2,443千円
事務事業の目的	(対象) 市民			
	(事業趣旨) 尼崎市食育推進計画(平成22～26年度)に基づいた5年間の取組の目標達成状況を評価し、改善を加え、引き続き食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、全世代が食を通じて育まれること、食を通じて地域文化が継承、発展していき、市民がそのことに誇りを持つこと、その結果として「健康・安全・安心を実感できるまち」を目指す。			
	(求めるべき成果) 本市の食育の基本理念と方向性を明らかにした計画に基づき、家庭、地域、学校、事業者等幅広い関係者が食育の推進を図ることで、市民が生涯にわたり「食」に関心を持ち、健康寿命の延伸を目指し、健康でいきいきと暮らせるまちを実現する。			
	(市関与の必要性) 行政、民間団体、市民ボランティア等連携した食育の取組が広がっているが、食育推進会議を通じて情報共有・意見交換を活発化し、さらに食育に取り組む担い手の拡大と協働の取組を目指す必要があるため。			
事業内容	(事業概要) 第2次尼崎市食育推進計画を策定する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 食育基本法(平成17年法律第63号)では、国は食育に関する基本理念にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する。また、地方公共団体は基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、区域の特性を生かした自主的な施策を策定し実施する責務を有する(第9、10条)とされている。 また、市町村は、食育基本計画を基本として、区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するように努めなければならない(食育基本法第18条)としている。 尼崎市食育推進計画(H22～26年度)が平成26年度最終年度となる。策定から行動目標及び評価指標を設定し、「尼崎市食育推進会議」を中心に、評価指標の達成を目指して行った取組評価を行い、計画の進行状況について確認管理を行い効果的な食育推進を検討してきた。そこから新たに見えてきた課題、優先的に取り組むことを示した第2次計画を策定し、引き続き食育を推進する必要がある。			
事業実施手法	(事業実施内容) ・市民アンケート実施 ・食育推進会議の開催 ・市民運動としての食育推進の実施 ・第1次計画の進捗状況の把握 ・目標達成状況の評価			

事務事業名称		(拡充)健康づくり事業		
所属	局室名	健康福祉局	課名	保健企画課
	事業費	1,435千円 (41千円)	うち一般財源	709千円 (41千円)
事務事業の目的	(対象) 市民			
	(事業趣旨) 尼崎市民の死亡原因は、がん、心疾患、脳血管疾患の3大疾病が6割近くを占めており、これら生活習慣病の発症を予防するためには、禁煙や食生活の改善、運動習慣の定着等による一次予防(健康づくり)の更なる推進が必要であり、健康づくりを推進することは、急激な高齢化が進むなか介護予防の視点からも重要である。 地域で主体的に健康づくりに取り組む各種団体等の活動を促進させるための支援を行い、地域の人との繋がりを深め、多様な主体の自発的な健康づくりの活動の場や機会を活性化させ、増やすことで、市民一人ひとりが、身近なところで健康づくりの実践に取り組める環境整備を図る。			
	(求めるべき成果) 自ら健康に関心を持ち、健康の維持・増進を図り、主体的に健康づくりに取り組む市民が増える。			
	(市関与の必要性) 特定の対象や年齢層ごとに健康づくりに取り組んでいる各種団体や企業・事業者に対して、「地域いきいき健康づくり協力団体」への登録を通じて、登録団体間の情報共有と連携を進め、活動を支援することで、地域社会全体で健康づくりに取り組む機運を醸成する。			
事業内容	(事業概要) 市民一人ひとりが身近なところで健康づくりの実践に取り組める環境整備を図るため、健康づくりに主体的に取り組む各種団体、企業・事業者等を「地域いきいき健康づくり協力団体」として募集、登録する。登録した団体に対して、定期的な情報提供や健康講座への専門スタッフの派遣等の支援を行い、団体・企業・事業者等が取り組む地域の健康づくりを促進する。 また、登録団体それぞれが持つ人材などの資源を、他の登録団体の活動支援に自発的に活用することを促すなど、登録団体のソーシャルキャピタルを活用し、支援メニューの充実を図る。なお、登録団体には、行政との連絡窓口になる「(仮称)健康協力員」を置き、FAX番号やメールアドレスの登録により、団体内への積極的な情報の発信を行ってもらう。			
	経緯	(事業企画立案に至った経緯) 健康に関心があるが、望ましい生活習慣を実践することが困難な市民が多い現状から、健康づくりへの動機付けや継続的な実践へとつながるよう、市民一人ひとりの生活習慣の改善に向けた健康づくり支援を行っている。しかしながら、尼崎市民の死亡原因は、がん、心疾患、脳血管疾患の3大疾病が6割近くを占めており、これら生活習慣病の発症を予防するためには、一次予防(健康づくり)の更なる推進が必要である。		
事業実施手法		(事業実施内容) ① 健康づくりに関する情報提供(ホームページやEメール等での定期的な情報提供) ② 健康講座への専門スタッフの派遣、他団体等のサービス紹介 ア 専門スタッフ派遣 運動、栄養・食生活、歯・口腔の健康、こころの健康、次世代の健康に関する健康講座への講師派遣 イ 他団体等のサービス紹介 尼崎地域産業保健センターの中小企業の事業者、就業者向け健康相談等の紹介 ③ 登録団体の活動を市ホームページ等で紹介 ④ 登録団体の活動報告会を年1回実施(優れた取組をした団体を表彰) ⑤ 登録団体が健康教室や講演会を実施する時の広報(ホームページへの掲載等)		

事務事業名称		(拡充)地域防災計画等見直し事業		
所属	局室名	総務局	課名	防災対策課
	事業費	28,300千円 (26,580千円)	うち一般財源	27,455千円 (26,580千円)
事務事業の目的	(対象) 市民、事業者等			
	(事業趣旨) 本市の地形特性、防災学習情報等の掲載や各種災害のハザードマップを盛り込んだ「尼崎市防災ブック(仮称)」を作成し、全戸配布を行い、防災意識の向上等を図る。			
	(求めるべき成果) 市民や事業者等が、各種災害の特性や被害想定を知り、災害時にどのような避難行動をとる必要があるかを理解してもらい、日ごろから防災への備えに役立ててもらう。			
	(市関与の必要性) 災害対策基本法において、市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有していることから、「尼崎市防災ブック(仮称)」の作成は、市民等の防災意識の向上等を図る上で、市が主体的に実施すべきである。			
事業内容	(事業概要) 本市の地形特性、防災学習情報等の掲載や各種災害のハザードマップを盛り込んだ「尼崎市防災ブック(仮称)」を作成し、全戸配布を行う。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 各種災害のハザードマップ等を盛り込んだ「尼崎市防災ブック(仮称)」は、本市が安全・安心のまちづくりを推進する上で、国や県の最新の被害想定を反映した対策を整備し、市民等が災害時において迅速かつ円滑な対応が図れるよう、本市地域防災計画の見直しを行うことに合わせて作成するもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) 平成26年 6～7月 「尼崎市地域防災計画」を改定 " " 「尼崎市防災ブック(仮称)」の作成 " 7～8月「尼崎市防災ブック(仮称)」印刷 " 9～10月「尼崎市防災ブック(仮称)」市内全戸配布			

事務事業名称		(拡充)防災情報通信設備整備事業		
所属	局室名	総務局	課名	防災対策課
	事業費	27,264千円 (15,500千円)	うち一般財源	264千円 (0千円)
事務事業の目的	(対象) 市民、事業者等			
	(事業趣旨) 南海トラフ巨大地震等による津波災害に備えるため、海拔ゼロメートル地帯または河川付近の居住地域に順次、防災行政無線屋外拡声器を設置しているが、これに加え、保育所、幼稚園、障害者施設等の避難に時間を要する施設に対して新たに防災行政無線戸別受信機を設置することにより、災害時の情報伝達体制のさらなる強化を図る。			
	(求めるべき成果) 市民等へ災害情報等の伝達を迅速かつ的確に行えるようにする。			
	(市関与の必要性) 災害対策基本法において、市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有している。			
事業内容	(事業概要) 市内の保育所、幼稚園、障害者施設等に防災行政無線戸別受信機を新たに設置する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 平成24年度より居住地域に順次、防災行政無線屋外拡声器を拡充設置し、災害時の情報伝達体制の強化を図ってきたが、保育所や幼稚園、障害者施設等の避難に時間を要する施設については、いち早く確実に災害情報を伝達し、初期避難行動につなげるための情報伝達体制の強化を図る必要があることから、各施設で災害情報を受信できる防災行政無線戸別受信機の設置を検討するに至ったもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) ・市内の保育所、幼稚園、障害者施設等に防災行政無線戸別受信機を新たに設置する。 ・津波等の災害に備えるため、海拔ゼロメートル地帯または河川付近の居住地域に防災行政無線屋外拡声器を設置する。			

事務事業名称		(拡充) 防災対策等事業 (海拔表示板設置事業)		
所属	局室名	総務局	課名	防災対策課
	事業費	5,896千円 (1,400千円)	うち一般財源	5,126千円 (630千円)
事務事業の目的	(対象) 市民、事業者等			
	(事業趣旨) 東日本大震災を教訓とし、南海トラフ巨大地震等による津波災害に備えるため、海拔表示板を設置することにより防災意識の向上を図る。			
	(求めるべき成果) 地盤の高さを把握し、市域の南部約1/3が海拔ゼロメートル地帯であるまちの特性を認識してもらうことで防災意識の向上の一助とする。			
	(市関与の必要性) 災害対策基本法において、市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有している。 また、海拔表示板は道路付属物や電柱に設置するものであるため、市が主体的に実施すべきである。			
事業内容	(事業概要) 平成25年度：市内のコミュニティ掲示板とバス停(市バス)に海拔表示板を設置する。 平成26年度：津波災害等で特に迅速な対応が求められる南部臨海地域の主な市道交差点に海拔表示板を拡充設置し、在勤者や来訪者に地域の海拔を認識してもらい、平常時からの防災意識の向上を図る。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 東日本大震災の津波被害を教訓とし、南海トラフ巨大地震等の津波災害に備え、平常時からの防災意識の向上を図るための取組のひとつとして、地域の海拔を認識することができる海拔表示板を設置する。			
事業実施手法	(事業実施内容) 南部臨海地域の主な市道交差点付近の電柱、照明柱等に海拔表示板を設置する。			

事務事業名称		(拡充) 地域における防災力向上事業		
所属	局室名	総務局	課名	防災対策課
	事業費	2,153千円 (153千円)	うち一般財源	0千円 (0千円)
事務事業の目的	(対象) 市民			
	(事業趣旨) 大災害が発生した場合、消防や警察等がすぐに駆けつけられるとは限らず、自分の命や財産は自分で守る「自助」の意識や、近隣の人々が助け合う「共助」の精神を市民一人ひとりが持ち、災害に対する正しい知識を身に付け災害に備えることが求められており、地域における防災力向上講座等を実施することで、地域の防災力の向上を図ることを目的とする。			
	(求めるべき成果) 地域において自主的な防災訓練等の実施促進を図り、災害発生時に被害を軽減する。			
	(市関与の必要性) 災害対策基本法において、市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有している。 防災対策においては、「自助」、「共助」、「公助」のそれぞれが必要とされる。地域で自主的に防災訓練等を行ってもらうことは、「自助」「共助」の一環であり、それを市が支援することが、「公助」として、市に求められている。			
事業内容	(事業概要) 1. 各行政区における「地域における防災力向上講座」の開催【継続】 2. 防災リーダー養成に係る講座受講等支援【新規】			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 平成24年度より、「地域における防災力向上事業」を実施しており、一部の自主防災会等では地域で自主的な防災訓練等が実施されている。 しかしながら多くの地域では、自主的に防災訓練等を実施するには至っていない。 そのため、地域で自主的に防災訓練等を実施するなど、地域における防災力が更に向上するよう、当該事業を実施する。			
事業実施手法	(事業実施内容) 1. 各行政区における「地域における防災力向上講座」の開催【継続】 市内の自主防災組織等を対象に、地域防災マップの作成方法等の地域の防災力向上に繋がる講座を6地区で開催する。 2. 防災リーダー養成に係る講座受講等支援【新規】 防災リーダー育成支援として、兵庫県が実施する「ひょうご防災リーダー講座」受講者に対する経費助成を行うことにより地域での防災訓練等の実施を促進し、地域防災力の向上を図る。			

事務事業名称		(新規)地域救命サポート事業 (AEDマップの作成)		
所属	局室名	消防局	課名	企画管理課・消防防災課
	事業費	0千円 (0千円)	うち一般財源	0千円 (0千円)
事務事業の目的	(対象) 市民及びAEDを所有している尼崎市防火協会会員事業所			
	(事業趣旨) 市民と尼崎市防火協会会員事業所とが一体となった救命活動を推進する。			
	(求めるべき成果) 市域における救命率の向上			
	(市関与の必要性) 尼崎市防火協会事業として実施する「地域救命サポート事業」の協力事業所の登録情報を、公共施設に設置されているAEDの情報とともに公表していくことは、公益性が高く、地域の安全・安心の向上に繋がるため、市が関与する必要性は高い。			
事業内容	(事業概要) 尼崎市防火協会事業として実施している「地域救命サポート事業」の協力事業所に関する登録情報を、市が保有している公共施設のAEDに関するデータと合わせて、市ホームページへ「AEDマップ」として掲載し、広く市民へ周知していく。また、その情報を指令管制システムへ取り込むことにより、119番受信時の通報者に対する支援情報として活用する。 公表については、平成25年度中に実施予定であるが、今後、協力事業所の増加を促し、平成26年度以降も継続実施して行く。			
	※地域救命サポート事業 尼崎市防火協会会員事業所が所有するAEDを、その事業所周辺で発生した救命措置が必要な事案にも活用可能とする事業。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) これまで公共施設に配置されているAEDについては、「AED設置施設マップ」として市ホームページに掲載していたが、「地域救命サポート事業」の協力事業所に関する情報を当該マップに加えることで、市域における救命活動をより充実させることができるとして、本事業を企画するに至ったものである。			
事業実施手法	(事業実施内容) 「地域救命サポート事業」の協力事業所に関するAEDに関する登録情報(設置場所や使用可能な時間帯等)を、市が保有している公共施設のAEDに関するデータと合わせて、「AEDマップ」を作成し、尼崎市ホームページへ掲載する。 掲載に際しては、市民の利便性を考慮して行う。 なお、掲載については、平成25年度中に実施予定であるが、今後、尼崎市防火協会の事務局として「地域救命サポート事業」への協力事業所の増加を促し、平成26年度以降も継続して実施する。			

事務事業名称		(拡充)街頭犯罪防止事業		
所属	局室名	総務局	課名	生活安全課
	事業費	1,718千円 (488千円)	うち一般財源	1,718千円 (488千円)
事務事業の目的	(対象) 市民、関係機関、警察、行政			
	(事業趣旨) 兵庫県内の街頭犯罪認知件数のうち、本市における認知件数の割合は高く(約15%)、かつ、高水準で推移している。こうした状況を踏まえ、平成25年度から実施している当該事業において、新たな視点を取り入れることにより、本市の街頭犯罪認知件数の減少に繋げる。			
	(求めるべき成果) 広く市民に防犯意識の普及啓発を行い、街頭犯罪防止事業を積極的に展開することにより、市民一人ひとりが安全で安心して平穏に暮らせる犯罪のないまちづくりを実現する。			
	(市関与の必要性) 尼崎市内におけるひったくりを中心とした街頭犯罪の認知件数は、兵庫県内の認知件数の約15%を占め、また近年高水準で推移していることから、街頭犯罪を未然に防止するためのより効果的な施策を講じていくことは喫緊の課題であるため、関与していく必要がある。			
事業内容	(事業概要) 学識経験者と連携し、防犯専門分野の視点から、施策立案等に活かすための意見、提言をいただく。 また、市内3警察署から提供される街頭犯罪認知情報をもとに防犯地図データを作成し、今後の街頭犯罪対策に活用する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 平成25年9月2日に行った稲村市長の「ひったくり撲滅宣言」のもと、現在、街頭犯罪防止事業を警察、防犯協会等の関係機関と協力して実施しているところである。 今年の市内における街頭犯罪の認知件数は減少傾向にあるものの、今後更に街頭犯罪の認知件数を減らしていくためには、犯罪学等の専門的見地から意見、提言をいただき、犯罪内容を分析する等により実効性を高めて対策を強化していく必要があり、当該事業の企画立案に至った。			
事業実施手法	(事業実施内容) 1 即効を目途とした事業 金融機関付近でのひったくりが多発していることから、市内の金融機関、コンビニエンスストアに働きかけ、ATM機器に街頭犯罪防止啓発のステッカーを貼付する。 鉄道駅構内での文字放送などを活用し、街頭犯罪防止に対する啓発を行う。 2 中長期的な視野に立った事業 地域防犯の専門家でもある関西国際大学の桐生教授と連携し、 ①市内3警察署から提供される街頭犯罪発生情報をもとに防犯地図データを作成し、今後の街頭犯罪対策に活用する。 ②現行の事業を含め、効果測定を行う中でより効果的な事業を行うため、施策立案の段階から専門的な視野に立った意見・提言をいただく。			

事務事業名称		(拡充)犯罪被害者等支援事業		
所属	局室名	総務局	課名	生活安全課
	事業費	141千円 (141千円)	うち一般財源	141千円 (141千円)
事務事業の目的	(対象) 市民			
	(事業趣旨) 犯罪被害者等基本法に基づく施策を推進する中、犯罪被害者等への支援はもとより、その置かれている状況についても市民の理解が増進するよう周知に努め、犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るとともに、防犯力の高い地域コミュニティづくりを行う。			
	(求めるべき成果) 犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現し、市民の犯罪被害者等に関する理解を増進し、もって防犯力の高い地域コミュニティづくりにも寄与する。			
	(市関与の必要性) 犯罪被害者等基本法第5条には、地方公共団体は「地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められている。 本市にあっては、平成24年度における「犯罪被害者等支援条例制定についての請願」の議会採択や、犯罪被害に遭われた方々が尼崎市に対して強い支援要望を寄せられるといった状況にある。 また、犯罪被害者等が置かれている状況を市民に周知し、理解の増進を図ることは、本市が目指す防犯力の高い地域コミュニティづくりにおいて必要な市民の防犯意識醸成に大きく寄与するものであり、これらのことを勧奨する中、これまでの施策に加え、平成26年度に新たな事業を実施することが必要である。			
事業内容	(事業概要) 1 先進都市への視察(姫路市、明石市、三木市を予定) 2 (仮称)尼崎市犯罪被害者等支援条例の制定に向けた検討(「犯罪被害者等支援に関する庁内検討会議」の運営) 3 犯罪被害者等支援 (1) 犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)を中心とした啓発事業 (2) 庁内関係部署案内リーフレットの作成 (3) 市職員研修会(犯罪被害者等の関係講演会の開催) (4) 職員能力向上事業(NPOひょうご犯罪被害者支援センター研修会への職員の研修派遣事業)			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 本市の犯罪被害者等に関する支援については、これまでも、関係部署を記載したリーフレットを作成し配布する等庁内連携した取組を行い、犯罪被害者週間においては市報等を活用し市民への啓発も行ってきたところである。 兵庫県においては、12市2町が犯罪被害者等に関する支援条例等を制定している状況(H25. 4. 1現在)にあり、平成24年度には、本市議会においても「犯罪被害者等支援条例制定についての請願」が採択された。 平成25年度においても、犯罪被害に遭われた方々から、尼崎市に対して強い支援要望が寄せられており、これらのことを踏まえ、これまで実施してきた各種施策に加え、条例制定に向けた新たな取組を進めるに至った。			
事業実施手法	(事業実施内容) 1 総合的施策の研究を行うため、先進都市を視察する。 視察先: 姫路市、明石市、三木市 2 「犯罪被害者等支援に関する庁内検討会議」(平成25年5月設置)において、各種施策の実施や(仮称)尼崎市犯罪被害者等支援条例制定に向けた取組を進める。 3 犯罪被害者等を支援する職員の能力向上や市民等への啓発事業の取組を進める。 (1) 犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)を中心とした啓発事業 (2) 庁内関係部署案内リーフレットの作成 (3) 市職員研修会(犯罪被害者等の関係講演会の開催) (4) 職員能力向上事業(NPOひょうご犯罪被害者支援センター研修会への職員の研修派遣事業)			

事務事業名称		(新規) 空き家対策推進事業		
所属	局室名	総務局	課名	生活安全課
	事業費	130千円	うち一般財源	130千円
事務事業の目的	(対象) 市内の管理不適正空き家			
	(事業趣旨) 管理が不適正な空き家に関する問題については、倒壊、放火、ごみ不法投棄等多岐に亘ることから、これまで各所管課で個別に対応を行ってきた。 今年度、新たに生活安全課を窓口として、各課連携の下、市民からの相談の解決に向け全庁的に対応してきたところである。 しかしながら、所有者情報の取得困難をはじめとする様々な課題から、問題解決に至っていない事例が多数ある。そのため、こうした課題を解決し、空き家の適正な管理に向けた取組を進めることにより、安心して安全な市民生活を確保する。			
	(求めるべき成果) 管理不適正空き家による周辺への様々な悪影響がなく、市民が安心して生活できること			
	(市関与の必要性) 本来、空き家は所有者が管理責任を果たすべきであるが、管理不適正空き家については、周辺への様々な悪影響があることから、安心して安全な市民生活を確保する目的で、市が関与する必要性があると考えます。			
事業内容	(事業概要) 空き家対策の庁内検討会議(平成25年度設置)において、先進事例や本市の空き家問題に関する研究を引き続き進め、条例制定に向けた取組を進める。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 全国的に増加している管理が不適正な空き家に関する問題に対して、現在、全国の自治体が条例の制定などにより関与していく機運が高まっている。本市においても、市民から寄せられる空き家に関する相談は、近年、増加傾向にある。 しかしながら、本来、空き家は所有者が管理責任を果たすべきものであり、行政の対応には限界があることから、現行の取組では解決に至らなかった事例が多数ある。そのため、空き家の適正な管理に向けた取組を新たに行う必要があるため、当該事業の企画立案に至った。			
事業実施手法	(事業実施内容) 1 窓口の一元化に加え、現地調査や所有者確認といった空き家対策における初期業務等についても生活安全課が担うなど、組織の連携機能のさらなる強化を図る。 2 空き家対策の庁内検討会議において、先進事例や本市の空き家問題に関する研究を引き続き進める。 3 研究の結果、条例の制定に向けた取組を進める。			

事務事業名称		(拡充)消費生活啓発事業		
所属	局室名	総務局	課名	生活安全課
	事業費	4,021千円 (0千円)	うち一般財源	4,021千円 (0千円)
事務事業の目的	(対象) 市民			
	(事業趣旨) 消費生活の基礎知識や消費者契約のトラブルについての啓発活動を行うことにより、消費者自らが正しい知識や判断力を身につけ、それらの情報を正しく理解し、適切に行動できるよう支援する。			
	(求めるべき成果) 消費者自らが正しい知識や判断力を身につけ、それらの情報を正しく理解し適切に行動できるようになる。			
	(市関与の必要性) 消費者に対する自立支援は、消費者基本法第17条に定められた地方公共団体の責務であり、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等、消費者に対する啓発活動を推進するとともに、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費生活に関する教育を充実する等施策を講じるよう努めなければならない。			
事業内容	(事業概要) 本市がこれまで実施してきた、消費生活講座やくらしいきいきフェア等の啓発事業に加え、新たに民間企業が発行する機関誌を活用し、消費者情報を発信することで啓発事業の拡充を図る。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 近年、商取引・商品が多様化・複雑化していることや、高齢者を狙った悪質商法が多発していることから、消費者トラブルの未然防止や消費者の自立を促進するために、これまで以上に啓発・情報発信等に努めていく必要がある。			
事業実施手法	(事業実施内容) 本市が日常の相談業務等を通じて収集した消費者情報を、本市が発行する広報誌や市ホームページなどへの掲載に加え、民間企業協力のもと、企業が発行している機関誌にもリアルタイムで連載する。			

事務事業名称		(拡充) 中小企業エコ活動総合支援事業 (あまがさきエコプロダクツ支援事業・設備導入促進事業)		
所属	局室名	経済環境局	課名	産業振興課
	事業費	10,746千円 (8,413千円)	うち一般財源	0千円 (0千円)
事務事業の目的	(対象) 市内中小企業			
	(事業趣旨) 中小企業における効果的な省エネ設備導入を促進し、将来にわたるエネルギーコストの軽減を図るとともに、市内で製造される製品の付加価値化を図ることで、企業の競争力を強化し、地域産業の活性化につなげると同時に、温室効果ガス削減に貢献する。			
	(求めるべき成果) 市内中小企業が、効果的に省エネ設備を導入することで、エネルギーコスト軽減を図ると同時に、温室効果ガス削減に寄与する。また、市内で製造される製品の付加価値化を促進することで、企業の競争力を強化する。			
	(市関与の必要性) ものづくり産業の競争力強化と、環境と産業の共生による地域経済の活性化に向け、市が主体となって取り組むべき事業である。			
事業内容	(事業概要) 【あまがさきエコプロダクツ支援事業】 市内で製造された優れた環境配慮型商品(エコプロダクツ)を選定・表彰し、環境展示会に出展することで、広く周知を図るとともに販売促進を図る。また、エコの要素を加えたプロダクトデザイン講座の開催により、製品の高付加価値化を目指す。 【設備導入促進事業】 省エネ設備導入補助の実施により、事業所の効果的な省エネ設備導入を促進するとともに、エネルギーコストの軽減を図る。			
	(事業企画立案に至った経緯) このたび、局内事業の再構築を行い、当事業で実施してきた「無料省エネ診断」については対象業種を拡大し、「省エネルギー活動支援事業」へ移管するとともに、「あまがさきエコプロダクツ支援事業」を当事業に組み入れることとした。また、「省エネ設備導入補助」については、「省エネルギー活動支援事業」と連携して実施するとともに、補助件数及び補助金額を拡充する。 同時に、「プロダクトデザイン戦略支援事業」については、プロダクトデザイン講座にエコの要素を加えることで、製品の高付加価値化を目指すこととし、当事業へ組み入れる。 さらに、エコプロダクツ支援の新たな取組として、環境展示会へ出展し、全国に向けた情報発信と販売促進を目指す。			
事業実施手法	(事業実施内容) 【あまがさきエコプロダクツ支援事業】 市内で製造された優れたエコプロダクツを選定し、グランプリとして表彰する。受賞製品は「びわ湖環境ビジネスメッセ」に出展し、広く周知するとともに販売促進を図る。また、製品の高付加価値化を促進するため、エコの要素を加えたプロダクトデザイン講座を開催する。 なお、平成26年度は過去のグランプリ受賞製品を「びわ湖環境ビジネスメッセ」に出展し、27年度以降、新たなエコプロダクツグランプリの選定・表彰を行い、同メッセへ出展する。 【設備導入促進事業】 「無料省エネ診断」及び「尼崎市省エネ診断員」の提案に従い設備導入を行う事業者に対し、費用の1/3を補助する。1事業所あたり150万円を限度額とするが、市内事業者の製造・設置による設備導入を行う場合は、補助額を1/3上乗せ(最大50万円)し、最大200万円を補助する。 また、今後の国の経済成長戦略の動向を注視し、すみやかな情報提供を行う。			

事務事業名称		(拡充) 中小企業エコ活動総合支援事業 (中小企業エコ活動促進資金事業)		
所属	局室名	経済環境局	課名	経済活性対策課
	事業費	1,320千円 (1,200千円)	うち一般財源	0千円 (0千円)
事務事業の目的	(対象) 市内中小企業			
	(事業趣旨) 市内金融機関と連携し、金融機関が環境に配慮した取組を行っている事業者に対して融資を行う環境関連の金融商品を提供することにより、市内中小企業の環境に配慮した事業活動を促進する。			
	(求めるべき成果) 尼崎版グリーンニューディールの一環として、金融機関が中小企業へ環境関連の金融商品を提供することにより、環境配慮型活動の規範となる企業を育成するとともに、地域経済の活性化を図る。			
	(市関与の必要性) 行政が金融機関と連携し、資金面から事業者の取組を支援することにより、環境に配慮した事業活動を促進する。			
事業内容	(事業概要) 環境に配慮した取組を行っている事業者の設備投資等に必要となる資金に対し、金融機関が事業者の環境配慮状況を独自の環境配慮評価基準に基づき評価し、その結果に応じた条件を設定して融資を行う。 (評価ランクに応じて金利の優遇条件等が異なる) 市は融資開始から2年間、利息の1/2相当(上限400千円/件)の利子補給を行う。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 環境に配慮した金融に求められる具体的な役割は、主に、①環境負荷を低減させる事業に資金が直接使われる投融資(省エネ設備導入のための融資等)、②企業行動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資(環境格付融資等)であると考えられる。 平成25年5月から実施している、市内金融機関との連携事業「尼崎エコサポートファイナンス」では、連携事業第1弾として小規模太陽光発電設備設置希望者に対し、初期投資に係る金融商品の提供を行い環境関連投資を後押ししている。(上記役割の①に該当) この「尼崎エコサポートファイナンス」を拡充し、融資先企業の活動を環境面から評価し、その評価結果によって融資の条件等を決定する「環境格付融資」を実施する金融機関と連携することにより、事業者の環境に関する取組をさらに推進する。(上記役割の②に該当)			
事業実施手法	(事業実施内容) 1 金融機関が企業の環境に配慮した事業活動を評価し、審査の結果により融資条件を決定、融資を行う。 2 融資を受けた者は、元金及び利子を償還し、償還利子の一部を市に請求する。 3 市は融資開始から2年間、利息の1/2相当(上限400千円/件)の利子補給を行う。			

事務事業名称		(新規) ソーシャルビジネス支援推進事業		
所属	局室名	企画財政局	課名	政策課
	事業費	450千円	うち一般財源	450千円
事務事業の目的	(対象) ビジネスの手法を用いて社会的課題を解決しようとする事業主体(企業、NPO、市民など法人格を問わない)			
	(事業趣旨) 近年、地域社会において顕在化している、高齢者介護、子育て支援、青少年健全育成、雇用問題などの多種多様な社会的課題を、ビジネスの手法によって解決しようとするソーシャルビジネス(SB)を振興することで、行政のみでは解決できない市の課題の解決を図るとともに、新たな起業や雇用を創出する。			
	(求めるべき成果) ソーシャルビジネスの振興によって、市の課題を解決するだけでなく、新たな産業、雇用の創出やまちの魅力増進につなげ、地域経済の活性化を図る。			
	(市関与の必要性) 従来行政が対象としていた範疇におさまらない多種多様な社会的課題が顕在化しつつあるなか、これらの課題をビジネスの手法で解決しようとする取組を推進することは、単なる課題解決に留まらず、雇用の創出や地域経済の活性化への寄与も期待できるものであるため、総合計画にも明記されたものである。			
事業内容	(事業概要) ・庁内連絡会議の運営や他都市事例研究による支援策検討と庁内理解浸透 ・経済団体等との連携によるSB支援体制づくり ・ビジネスプランコンペでの人材育成、職員研修、普及啓発 ・大学が実施する「地(知)の拠点整備事業」(COC事業)との連携による支援推進と市民に対する積極的な情報発信によるSB理解の浸透			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 地域社会において顕在化しつつある社会的課題は、時代とともに増加する中で、多様化、複雑化しており、行政主導だけでは課題解決に必ずしも十分な成果をあげることができなくなってきている。そのような状況の下、地域社会の課題解決には、行政のみならず、民間の力も結集させたきめ細かい対応が求められており、新しい公共の考え方を踏まえ、その担い手の育成や支援が必要となっている。			
事業実施手法	(事業実施内容) 1. 庁内連絡会議の運営や他都市事例研究による支援策検討と庁内理解浸透 全庁的取組としての庁内理解浸透のための職員研修実施やSB支援推進のための調査研究及び支援策検討を行う会議体の運営 2. 経済団体等との連携によるSB支援体制づくり SB支援のための環境整備として、関係団体等を巻き込んだ支援ネットワークづくり 3. ビジネスプランコンペでの人材育成、職員研修、普及啓発 尼崎市の社会的課題をテーマにしたコンペ実施と、コンペへの職員参画による職員研修・SB理解浸透と対外的なSB普及啓発 4. 大学が実施する「地(知)の拠点整備事業」(COC事業)との連携による支援推進と市民に対する積極的な情報発信によるSB理解の浸透 兵庫県立大学のCOC事業との連携によるSB支援策推進や、市民へのSB理解浸透のための情報発信等普及啓発の実施			

事務事業名称		(新規)契約制度改革推進事業		
所属	局室名	資産統括局	課名	契約・検査課
	事業費	112千円	うち一般財源	112千円
事務事業の目的	(対象) 本市の競争入札参加有資格者名簿の登録業者4,679者 (うち市内業者887者・準市内業者241者:H25.4.1現在)			
	(事業趣旨) バブル経済崩壊後の景気低迷、東日本大震災復興事業など社会経済の情勢がめまぐるしく変化しているなか、このような社会経済情勢に対応し、競争性を確保しつつ適正な価格での契約の締結を目標とした契約制度改革の改善の検討を行う。			
	(求めるべき成果) 入札による競争性を確保しつつ適正な価格で契約を締結することにより、地域経済が活性化すること。			
	(市関与の必要性) 市が発注する契約について適正な価格で締結することにより、地域経済の活性化に寄与できるよう取り組むものである。			
事業内容	(事業概要) 入札による競争性を確保しつつ適正な価格で契約を締結できるような契約制度改革の改善の検討を行っていく。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 適正な価格で業務委託契約を締結するために、設計・積算できるものについては、設計・積算を行っていくことが必要である。			
事業実施手法	(事業実施内容) ①設計を行うべき業務委託契約についての設計・積算を行う部署が契約担当とは別に必要であることから、その設計・積算を行うための組織の準備・調整を行う。 ②新しい契約制度を導入する際の予算執行課、特に工事担当課と契約・検査課との調整(現場で業者と接する予算執行課の意見からフィードバックした契約制度の構築・改善のための調整)を行い、これにより従来から進んでいない総合評価落札方式や低入札価格調査制度の導入、工事成績評定の活用などの契約制度改革の改善の課題について対応していく。			

事務事業名称		(新規)市が発注する業務における地域経済活性化のための取組		
所属	局室名	企画財政局 資産統括局	課名	行財政改革課 契約検査課
	事業費	0千円	うち一般財源	0千円
事務事業の目的	(対象) プロポーザル方式や指定管理者制度(公募)による事業者選定			
	(事業趣旨) 市が発注する業務において事業者を選定する際に、できる限り市内事業者又は準市内事業者(以下「市内事業者等」という。)を選定し、また、市民雇用を促進することで、地域経済の活性化を目指す。			
	(求めるべき成果) プロポーザルの趣旨を勘案しながら、地域内で経済を循環させる。			
	(市関与の必要性) 市が平成25年度から取り組んでいる総合計画や行財政改革に係る計画においては、地域でヒト・モノ・カネと情報を循環させることで、雇用・所得・消費を創出し、まち全体の活力を生み出していくこと、また、それらの取組を推進し、税源の涵養を図ることを掲げており、両計画に即した取組である。			
事業内容	(事業概要) プロポーザル方式や指定管理者制度による公募において、市が発注する際に、市内事業者等に一定のインセンティブを与える。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 市が発注する業務のうちプロポーザル方式や指定管理者制度による公募により事業者を選定するものについては、市内事業者等との契約が比較的少ない状況にあるため、地域内で経済が循環する取組を推進する本市としては、再考する必要がある。			
事業実施手法	(事業実施内容) 市が行うプロポーザル方式や指定管理者制度による事業者選定において、次の取組を行う。 ①市内事業者等であれば、選定時に加点を行う。 ②事業実施に際し市民雇用提案があれば、選定時に加点を行う。			

事務事業名称		(拡充) まち情報発信事業 (あまがさき・観光振興推進事業「あまかん」)		
所属	局室名	企画財政局	課名	都市魅力創造発信課
	事業費	20,683千円 (2,239千円)	うち一般財源	20,683千円 (2,239千円)
事務事業の目的	(対象) 市民・来訪者等			
	(事業趣旨) これまで、本市が持つ歴史や伝統、文化や産業など、まちの魅力を増進し、戦略的・効果的に発信する取組を行ってきたが、取組をさらに推進し、交流人口、活動人口を増やし、まちに活気をもたらすとともに、子育てファミリー世帯を中心とした人口(定住人口)の増加を目指す。			
	(求めるべき成果) 市民がわがまちに対して愛着と誇りを持ち、産業界をはじめとした事業者や各種団体が、自主的に観光振興や交流人口拡大に向けた取組を行い、尼崎市が広く全国に向けPRされ、交流人口、活動人口、子育てファミリー世帯を中心とした人口(定住人口)が増加している状態。			
	(市関与の必要性) 本市のシティプロモーションに資する事業であり、市として主体的に推進していく必要がある。			
事業内容	(事業概要) これまで実施してきた「あまかん」事業に加え、本市の魅力の増進・発信に向けた取組をさらに推進していくため、新たな事業を実施していく。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) さらに多くの事業を効果的に実施することにより、交流人口、活動人口、子育てファミリー世帯を中心とした人口(定住人口)の増加につなげる必要があるため。			
事業実施手法	(事業実施内容) 交流人口、活動人口、子育てファミリー世帯を中心とした人口(定住人口)の増加を目指すため、子育てファミリー世帯を対象とした、新たな誘客イベント等を実施していく。			

事務事業名称		(拡充) シティプロモーション推進事業 (義経・与一・弁慶・静 合同サミット IN 尼崎)		
所属	局室名	企画財政局	課名	都市魅力創造発信課
	事業費	2,754千円 (1,390千円)	うち一般財源	2,291千円 (927千円)
事務事業の目的	(対象) 市民・市外の人			
	(事業趣旨) 義経・与一・弁慶・静にゆかりのある市町村が集まり交流を深めるなかで、本市をPRするとともに、ゆかりのある先人たちを活かしたまちづくり・観光推進について情報の共有等を図る。また、郷土愛の醸成に加え、全国各地から多くの方々に尼崎に来てもらうことで、交流人口の増加を図るとともに、訪れた方々に、尼崎の魅力等を実感してもらう。			
	(求めるべき成果) まちの魅力が増進されているとともに、魅力が戦略的・効果的に発信され、都市イメージの向上等に寄与している状態。			
	(市関与の必要性) 本市のシティプロモーションに資する事業であり、市として主体的に推進していく必要がある。			
事業内容	(事業概要) 歴史に名を残す4人の人物にゆかりの市町村の代表者が一堂に集い、わが国の歴史的・文化的価値を再認識し、それらを活かした観光のまちづくりの将来像等についてシンポジウムを開催する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) ゆかりのある先人たちを活かしたまちづくり・観光推進についての情報の共有等に加え、交流人口の増加を図るとともに、全国各地から訪れる方々に、尼崎の魅力等を実感してもらう必要があるため。			
事業実施手法	(事業実施内容) ・記念公演 ・参加自治体の取組報告等			

事務事業名称		(新規) (仮称)歴史文化センター整備事業		
所属	局室名	教育委員会事務局	課名	歴博・文化財担当
	事業費	8,000千円	うち一般財源	8,000千円
事務事業の目的	(対象) 市民や児童・生徒及び市外居住者			
	(事業趣旨) 「地域資源活用型まちづくり推進事業」で行う城内地区整備の一環として、現在の文化財収蔵庫を整備する。			
	(求めるべき成果) 尼崎の歴史・文化財への関心、学習意欲の向上及び、本市のイメージアップ			
	(市関与の必要性) 市が収蔵する文化財を保存し、展示公開する施設の整備は市が行うべきものである。			
事業内容	(事業概要) 「地域資源活用型まちづくり推進事業」における城内地区一帯の整備にあたり、現文化財収蔵庫の耐震診断を実施する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 市制100周年の機会を捉えて、「地域資源活用型まちづくり推進事業」として城内地区の整備が進められることになり、同事業の一環として(仮称)歴史文化センターの整備に向けて現文化財収蔵庫の耐震診断および整備方針の検討を行うもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) 「地域資源活用型まちづくり推進事業」における城内地区一帯の整備にあたり、現文化財収蔵庫の耐震診断を実施する。			

事務事業名称		(拡充) 地域資源活用型まちづくり推進事業		
所属	局室名	企画財政局	課名	まちづくり企画・調査担当
	事業費	6,299千円 (6,000千円)	うち一般財源	6,299千円 (6,000千円)
事務事業の目的	(対象) 城内地区			
	(事業趣旨) 本市発祥の地である城内地区を、「懐かしさに触れ、地域を学び、新たな活動が生まれるまち」へと整備を進める。			
	(求めるべき成果) 尼崎城の面影を後世に伝える城址公園をはじめ、大正、昭和の初期に建てられた旧城内中学校や旧尼崎警察署といった歴史的建築物などの地域資源を活用し、市内外の人が、当地を訪れ、歴史を感じ、地域を学び、新たな活動が生まれるまちへと整備し、尼崎市への愛着と誇りを育む。			
	(市関与の必要性) 整備する建築物、道路、公園は市有施設であり、これらの整備内容をとりまとめた都市再生内容をとりまとめた都市再生整備計画の実施主体は市である。			
事業内容	城内地区一帯の整備にあたり、国の社会資本整備総合交付金の活用を検討するため、都市再生整備計画(案)を策定する。 また、計画の検討にあたり、旧尼崎警察署の耐震診断を実施する。			
経緯	平成28年度に市制100周年を迎えることも踏まえて、本市発祥の地である城内地区の整備に着手すべく、ハード整備計画の検討および整備にかかる耐震診断事業を行うもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) 城内地区一帯の整備にあたり、国の社会資本整備総合交付金の活用を検討するため、都市再生整備計画(案)を策定する。 また、計画の検討にあたり、旧尼崎警察署の耐震診断を実施する。			

事務事業名称		(拡充)新市史編集事業		
所属	局室名	総務局	課名	地域研究史料館
	事業費	4,100千円 (4,100千円)	うち一般財源	4,100千円 (4,100千円)
事務事業の目的	(対象) 市民			
	(事業趣旨) 平成8年度以来、市制100周年記念振興事業として、わかりやすく親しみやすい市史を市民参加・協働により作る新「尼崎市史」編集事業を実施してきており、平成18年度には市制90周年記念『図説尼崎の歴史』を刊行した。記念振興事業の集大成として、市制100周年記念の新市史を編集し、平成28年度に刊行する。			
	(求めるべき成果) 市制100周年を記念して、市民が自ら地域の歴史を調べ活用していくための新市史を平成28年度に刊行する。刊行した新市史の活用を通じて、尼崎地域の歴史遺産の地域資源としての保存・活用を促進していく。			
	(市関与の必要性) 市制100周年の機会をとらえて、市として記念刊行物を編集刊行する必要がある。			
事業内容	(事業概要) 平成28年度に市制100周年記念新「尼崎市史」(仮称『たどる・調べる 尼崎の歴史』)を刊行する。 A4判フルカラー 550ページ 上下巻セット 箱入り 3,000セット発行 〔内容構成〕第Ⅰ部「歴史資料と文化財でたどる尼崎の歴史」(グラビアページ) 第Ⅱ部「尼崎市クロニクルー100年のあゆみー」(図説形式の年表ページ) 第Ⅲ部「調べる尼崎の歴史」(時代分野別の調べ方ガイド)			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 平成8年度に市制80周年を記念して、市制100周年記念振興事業としての新市史編集事業の検討を開始。平成8・9年度に市民シンポジウムなどをふまえて事業計画を策定し、平成10年度以降は調査編集を進め、平成18年度に市制90周年記念『図説尼崎の歴史』を刊行、平成23年度に同Web版を公開した。 平成28年度に、新市史編集事業の集大成として、市制100周年記念の新市史を刊行する。			
事業実施手法	(事業実施内容) 市民参加・ネットワーク型の調査編集手法により、わかりやすく親しみやすい新市史を編集刊行する。			

事務事業名称		(新規) 歴史遺産を活かしたまちの魅力再発見事業		
所属	局室名	教育委員会事務局	課名	歴博・文化財担当
	事業費	118千円	うち一般財源	118千円
事務事業の目的	(対象) 歴史遺産及び市民			
	(事業趣旨) まちづくりの核となる歴史資産を活かし、市民との協働のまちづくりを展開し、情報発信することで、市民の地域への愛着を醸成し、尼崎の魅力を高める。			
	(求めるべき成果) 歴史遺産の保全及び尼崎の歴史・文化財に関する学習意欲の向上と本市のイメージアップ			
	(市関与の必要性) 歴史遺産としての価値を損ねることなく保存と活用を図るためには、文化財に関する専門的な知識や技術が求められ、市民共有の財産として恒久的な保全を図るためにも、市が主体的に関わる必要がある。			
事業内容	(事業概要) 歴史遺産を市民共有の地域資産として保存、活用し、戦略的に情報発信していくための方策等を富松城跡をモデルに市民とともに検討するため懇話会を設置する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 本市では地域資産を活かした市民との協働のまちづくりを標榜し、これまで市内各所で個性的な取り組みが展開されている。その中でも富松城跡を活かしたまちづくりの取り組みは、平成12年度に富松城跡の土塁跡等が残存する土地が国へ物納されたことで、地域住民がその土地をかけがえのない地域資産として改めて評価し、これを保存してまちづくりに活かそうと、各種の取り組みが長年展開されてきている。 こうしたことから、市としても当該地の保全を図るとともに、市民との協働により地域資産として保存、活用し、戦略的に情報発信していくための方策を検討することで、市民の地域への愛着を醸成し、尼崎の魅力を高める取り組みにつなげる。			
事業実施手法	(事業実施内容) 富松城跡を地域資産を保存、活用し、戦略的に情報発信していくための方策等について、市民懇話会を設置して検討する。			

事務事業名称		(拡充)焼却施設等延命化事業		
所属	局室名	経済環境局	課名	クリーンセンター
	事業費	382,215千円 (233,175千円)	うち一般財源	115千円 (75千円)
事務事業の目的	(対象) クリーンセンター第1工場、クリーンセンター第2工場及び資源リサイクルセンター			
	(事業趣旨) クリーンセンター第2工場を現状の定期整備工事のみで維持した場合、稼動から17年目(平成33年度)頃に設備の寿命を迎え、約266億円の建替費用が発生することとなる。これを26年目(平成42年度)まで延長させ、次期焼却施設の整備時期を延伸するとともに、それまでの間、安定的な廃棄物処理を行うため、各焼却施設等の延命化整備工事を実施する。			
	(求めるべき成果) 次期焼却施設の整備時期を延伸するとともに、それまでの間、ごみ処理に遅延をもたらさないよう、各焼却施設等を適正に維持管理し、安定的な廃棄物処理を行う。			
	(市関与の必要性) 焼却施設の処理能力の維持については、行政主体で取り組まなければならない。			
事業内容	(事業概要) 各処理施設において下記の方針で整備を行う。なお、整備にあたっては、一般廃棄物処理事業債を活用(別途、交付税措置あり)するものとする。 <クリーンセンター第1工場> 平成37年度で稼動を終える予定のため、最低限の分散制御システムの更新のみに留め、費用の削減を図る。 <クリーンセンター第2工場> 老朽化が進んでいるボイラー設備、クレーン、分散制御システムなどを重点的に整備し、平成42年度までの稼動を目指していく。 <資源リサイクルセンター> 一般廃棄物処理計画で計画されていた基幹施設延命化整備工事を平成25年度から4年に渡って実施し、平成42年度までの稼動を見込んでいる。以降については維持管理的な工事に留め、費用を圧縮する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) これまで、第2工場の整備工事については主に定期整備工事で現状の維持のみに留めてきたが、第2工場を現状の定期整備工事のみで維持した場合、稼動から設備の寿命である17年目頃で設備の限界を迎える。第2工場は平成26年度で建設から10年目を迎えるため、これ以上先送りすることは困難な状況である。			
事業実施手法	(事業実施内容) 平成26年度の整備工事内容は下記のとおりである。 <第1工場> 電気計装設備整備工事 <第2工場> 燃焼ガス冷却設備整備工事 <資源リサイクルセンター> 選別施設整備工事			

事務事業名称		(新規)電気自動車普及促進事業		
所属	局室名	資産統括局 経済環境局	課名	保全担当 環境保全課
	事業費	29,097千円	うち一般財源	4,777千円
事務事業の目的	(対象) 市及び充電施設を設置する事業者			
	(事業趣旨) 電気自動車用充電器を公共施設に設置し、さらに事業者にその設置を働きかけ、より多くの充電器を配置することで電欠の不安を軽減し、電気自動車の普及を図るとともに、エコカーの公用車への率先導入のため、公用車2台を電気自動車に更新する。			
	(求めるべき成果) 市内に、より多くの充電器を配置することで、電気自動車のデメリットである電欠の不安を軽減し、さらに電気自動車を公用車に導入することで、電気自動車等のエコカーの普及を図る。			
	(市関与の必要性) 本市は環境モデル都市に選定され、平成26年度が環境モデル都市アクションプランを実行していく初年度であり、市が主体的に電気自動車等のエコカーの導入促進を図る必要がある。			
事業内容	(事業概要) 1 公共施設への充電器設置 電気自動車用急速充電器を本庁舎に設置する。 2 事業者の充電器設置の推進 ア 一般財団法人次世代自動車振興センター(NEV)の補助事業・自動車メーカー4社の支援が継続した場合 本市は補助等事業のPR活動を引き続き実施する。 イ NEVの補助事業・自動車メーカー4社の支援のいずれかまたは両方が終了した場合 公共性を有すると認められるものについて、本体購入費と設置工事費の1/3を補助する。ただし、NEVの補助事業のみ継続される場合は、NEVの補助額の1/2を補助する。(いずれの場合も上限1,000千円とする。) 3 電気自動車の導入 公用車2台を電気自動車に更新する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 電気自動車は二酸化炭素削減のための次世代自動車として重要な牽引役を担っており、普及させるためには充電インフラ設備の普及が重要である。 本市は環境モデル都市に選定されており、平成26年度は環境モデル都市アクションプランを実行していく初年度であることから、環境モデル都市提案書「官民連携による次世代エコカーやカーシェアリング等の普及促進」及び「グリーンロジスティクス」の推進に資する取組を進めていく必要がある。			
事業実施手法	(事業実施内容) 1 公共施設への充電器設置 電気自動車用急速充電器を本庁舎に設置する。 ※設置費用については、NEVの補助(本体購入費及び設置工事費の2/3相当)を受けて設置する。 2 事業者の充電器設置の推進 ア NEVの補助事業・自動車メーカー4社の支援が継続した場合 概ね100%の補助があるため本市は補助等事業のPR活動を引き続き実施する。 イ NEVの補助事業・自動車メーカー4社の支援のいずれかまたは両方が終了した場合 公共性を有すると認められるものについて、本体購入費と設置工事費の1/3を補助する。ただし、NEVの補助事業のみ継続される場合は、NEVの補助額の1/2を補助する。(いずれの場合も上限1,000千円とする。) ※市が補助する場合、普通充電器または急速充電器とも同じ条件で行う。 3 電気自動車の導入 公用車2台を電気自動車に更新する。 ※導入の際にはNEVの補助を活用する。			

事務事業名称		(新規) 省エネルギー活動支援事業		
所属	局室名	経済環境局	課名	環境創造課
	事業費	727千円	うち一般財源	0千円
事務事業の目的	(対象) 市内中小企業			
	(事業趣旨) 市内に省エネ設備導入を推進することで、市域内のCO2及びエネルギーコスト削減に貢献するとともに、施工業者に対しても、「尼崎市省エネ診断員」としてスキルアップを図ることで、企業の競争力強化に貢献し、環境と産業の共生に寄与する。			
	(求めるべき成果) 市内中小企業が、効果的に省エネ設備を導入することで、市域内のCO2が削減されるとともに、省エネ関連事業に携わる事業者の競争力を強化し、市内経済の活性化を図る。			
	(市関与の必要性) 本市は環境モデル都市に選定され、26年度は環境モデル都市アクションプランを実行していく初年度であり、市が主体的にCO2を削減できる省エネ機器の導入促進を図る必要がある。			
事業内容	(事業概要) 1 無料省エネ診断の受診促進 市内中小企業全般を対象に、無料省エネ診断を周知、受診の促進を図る。また、市内企業を対象とした省エネセミナーを実施する。 2 尼崎市省エネ診断員の育成 尼崎市内のエネルギー管理士、診断プロを対象に市の補助制度などを紹介するセミナーを開催し、セミナー参加者を「尼崎市省エネ診断員」に登録する。尼崎市省エネ診断員の提案に基づく設備導入については、中小企業エコ活動総合支援事業の設備導入補助の対象とする。また、新たに、エネルギー管理士、診断プロの資格を取得し、前記セミナーを受講し、市の制度に登録した者に受験料等(最大70千円)の1/2を補助する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 平成25年4月からの電気料金値上げは、事業者の経済活動を圧迫するものであること、また、不安定なエネルギー事情が長引くなか、国全体で省エネ意識が高まっている。 その中で、省エネ意識の高まりをビジネスにつなげることを目的に、施工業者に対しても、「尼崎市省エネ診断員」として育成を図るなどの支援を実施するものである。			
事業実施手法	(事業実施内容) 1 無料省エネ診断の受診促進 省エネルギーセンターの実施する無料省エネ診断の受診促進を図る。また、無料省エネ診断受診結果に基づく設備導入については、中小企業エコ活動総合支援事業の設備導入補助の対象とする。(中小企業エコ活動総合支援事業と連携) 2 尼崎市省エネ診断員の育成 尼崎市内のエネルギー管理士、診断プロを対象に市の補助制度などを紹介するセミナーを開催し、セミナー参加者を「尼崎市省エネ診断員」に登録する。また、尼崎市省エネ診断員の提案に基づく設備導入については、中小企業エコ活動総合支援事業の設備導入補助の対象とする。 新たに、エネルギー管理士、診断プロの資格を取得し、前記セミナーを受講し、市の制度に登録した者に受験料等(最大70千円)の1/2を補助する。対象は市内在住、在勤者15人(事前申請、先着)とする。			

事務事業名称		(新規) 環境モデル都市 住宅エコリフォーム助成事業		
所属	局室名	都市整備局	課名	住宅・住まいづくり支援課
	事業費	10,000千円	うち一般財源	0千円
事務事業の目的	(対象) 市民(持家住宅の所有者かつ居住者)			
	(事業趣旨) 環境モデル都市として、住宅における品質・省エネルギー性能の向上を図り、環境に配慮した住まい・まちづくりを推進する。			
	(求めるべき成果) 住宅の品質や省エネルギー性能の向上に取り組み、コンパクトで持続可能な低炭素都市を実現する。			
	(市関与の必要性) 環境モデル都市として、低炭素社会の実現に向けて更なる取組を推進していく必要があること、また、住宅マスタープランにおいても、快適で質の高い住まい・まちづくりに向けて、エコリフォームを促進していくこととしている。			
事業内容	(事業概要) 持ち家(戸建・マンション)を対象として省エネ改修工事を実施、また、工事にあわせて創エネルギー機器を設置した場合に補助を行う。 市内事業者が施工した場合は補助額は150/100とする。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 尼崎市が環境モデル都市として、低炭素社会の実現に向けて更なる取組を推進していくこととなったこと、また、住宅マスタープランにおいても快適で質の高い住まい・まちづくりに向けて省エネリフォームを促進していくこととしていることから。			
事業実施手法	(事業実施内容) (省エネ改修工事) 一定の省エネ基準に適合する省エネ改修工事(窓の断熱改修等)を実施する場合に、補助対象工事ごとに定める金額を補助する。 ・窓の断熱改修(内窓の設置、外窓の交換) (一箇所につき)7千円~18千円 ・複層ガラスへの交換 (1枚につき)2千円~7千円 ・床の断熱改修 50千円 ・屋根又は天井の断熱改修 30千円 ・外壁の断熱改修 100千円 (創エネルギー機器設置) 省エネ改修工事を実施し、あわせて次に掲げる創エネルギー機器を設置した場合に、機器ごとに定める金額を補助する。 ・太陽熱利用システム 30千円 ・ガス発電・給湯暖房システム(エコウィル) 50千円 ・家庭用燃料電池(エネファーム) 70千円			

事務事業名称		(拡充)市営住宅維持管理事業 (市営金楽寺住宅借り上げ期間満了に向けた取組)		
所属	局室名	都市整備局	課名	住宅管理担当
	事業費	191,078千円 (7,500)千円	うち一般財源	0千円 (0千円)
事務事業の目的	(対象) 住宅困窮者			
	(事業趣旨) 公営住宅法等の趣旨のに基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を管理し、これを住宅困窮者に対し、低廉な家賃で賃貸する。			
	(求めるべき成果) 公営住宅法等の趣旨のに基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を管理し、これを住宅困窮者に対し、低廉な家賃で賃貸する。			
	(市関与の必要性) 法に基づき市が行うべき事業である。			
事業内容	(事業概要) 公営住宅法等の趣旨のに基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を管理し、これを住宅困窮者に対し、低廉な家賃で賃貸する。そのうちの借上災害復興住宅である市営金楽寺住宅について、借り上げ期間が平成30年8月に満了することから、入居者の住み替え支援を行う。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 災害復興住宅として(独)都市再生機構から借り上げている市営金楽寺住宅について、借り上げ期間が平成30年8月に満了することから、入居者の住み替え支援を行い、円滑な返還に資することとしたもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) ①住み替え支援金の交付 ②住み替え困難者に対する相談等対応 ③返還住戸の補修			

事務事業名称		(拡充)公園維持管理事業 (公園施設(遊具)の長寿命化事業)		
所属	局室名	都市整備局	課名	公園課
	事業費	875,538千円 (7,000千円)	うち一般財源	837,679千円 (7,000千円)
事務事業の目的	(対象) 都市公園における公園遊具			
	(事業趣旨) 老朽化した公園遊具の大規模改修や更新については大きな財政負担を伴うことから、コストの平準化や軽減策を講じる必要があるため、長寿命化計画を策定しストックマネジメントの取組みを進める。			
	(求めるべき成果) 遊具の老朽化による破損およびそれに起因する事故の未然防止を図るために、計画的に遊具の更新を行うとともに、長寿命化計画を策定し維持管理コストの平準化を目指す。			
	(市関与の必要性) 公園管理者として公園の遊具を適正に維持管理することは、市の責務である。			
事業内容	(事業概要) 老朽化した遊具の改修について、公園遊具の更新を行い、事故を未然に防止する。平成26年度については、コストの平準化、軽減策を講じつつ事業に取り組むため、公園遊具の健全度調査の実施、長寿命化計画の策定を行う。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 老朽化した遊具の更新については、平成25年度までは社会資本整備総合交付金により国庫補助を受けながら年次的に更新を行ってきたが、今後については長寿命化計画を策定した施設でなければ国庫補助事業の対象とならないため、長寿命化計画を策定し、コストの軽減及び平準化を図りながら引き続き遊具の更新を行っていく必要がある。			
事業実施手法	(事業実施内容) ・公園施設(遊具)健全度調査の実施 ・公園施設(遊具)長寿命化計画の策定 ・公園施設(遊具)長寿命化計画による計画的な維持管理および施設更新の実施			

事務事業名称		(新規) 市営住宅建替等検討調査事業		
所属	局室名	都市整備局	課名	住宅整備担当
	事業費	6,000千円	うち一般財源	3,100千円
事務事業の目的	(対象) 旧耐震基準により建設された市営住宅のうち、全ての高層住宅とラーメン構造の中層住宅(武庫3団地以外)			
	(事業趣旨) 対象となる市営住宅の建替や耐震改修を計画的に実施するための基礎調査を行う。			
	(求めるべき成果) 市営住宅の建替及び耐震改修を計画的に実施するための基礎調査を行う。			
	(市関与の必要性) 市営住宅は市の財産であることから、市が実施すべき事業である。			
事業内容	(事業概要) 対象となる市営住宅の建替や耐震改修を実施するに際して、入居者への影響や、市の財政負担に配慮しながら市営住宅の建替と耐震改修の計画の検討を行う。さらに、敷地の有効活用についてもあわせて検討することにより、事業全体の効率化を図る。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 住宅マスタープランにおいて、旧耐震基準に基づいて建設された市営住宅のうち、中層ラーメン構造の住宅については建替を推進し、高層住宅については耐震改修を基本として長寿命化を図ることとしている。本計画では、時友住宅、西昆陽住宅、宮ノ北住宅の3住宅以外の住宅の建替、耐震改修について、対応方法や着手時期などの基礎的な調査を行うものである。			
事業実施手法	(事業実施内容) <ul style="list-style-type: none"> ・対象住宅の建替や耐震改修の手法の検討 ・それぞれの市営住宅敷地条件をふまえた建設可能戸数の検討 ・事業費の試算及び事業費の平準化等の検討 ・敷地の有効な活用方法の検討 			

事務事業名称		(新規) 都市計画市民参画促進事業		
所属	局室名	都市整備局	課名	都市計画課
	事業費	3,000千円	うち一般財源	3,000千円
事務事業の目的	(対象) 市民・事業者			
	(事業趣旨) 都市計画に関する事業や制度のほか、データや資料をわかりやすい内容に加工して公表し、都市計画に係るまちづくりに対する市民・事業者の関心を高め、参画を促すような環境整備を行う。			
	(求めるべき成果) まちづくりに対する市民・事業者の関心を高め、都市計画マスタープランの中間見直しへの市民・事業者の参画を図り、協働のまちづくりを推進する。			
	(市関与の必要性) 都市計画はその実現のために私権制限を伴い、市民生活に重大な影響を与えるにも関わらず、市民にとってなじみが薄いものとなっており、今後魅力的なまちづくりの推進や都市施設の維持保全等を行う上で、市民・事業者の都市計画に対する関心を高め、協働のまちづくりを推進することが必要である。			
事業内容	(事業概要) 都市計画及び都市計画マスタープランについて広くPRを図るため、本市の現状及び都市計画に関する既存のデータをわかりやすい形に再整理し、継続的に更新を行う。また、このデータを活用するなど都市計画マスタープランの進行管理を行い、市民参画による都市計画マスタープランの見直しにつなげる。 さらに、公民館や学校と連携した学習の場の提供を通して、市民・事業者の意識の向上を図り、協働のまちづくりを促進する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 都市計画マスタープランの改定作業において、協働によるまちづくりの推進及び、計画の見直し段階での市民参加について明確に位置づけることになった。			
事業実施手法	(事業実施内容) ①都市計画に関する情報の提供(既存データの再整理、市民向け啓発物の作成) ②人材育成の場の提供(公民館や学校と連携した学習の場の提供、市職員向け研修の実施) ③都市計画マスタープラン進行管理手法の構築 ※②、③は印刷費用のみ			

事務事業名称		(新規) 分譲マンション共用部分バリアフリー化助成事業		
所属	局室名	都市整備局	課名	住宅・住まいづくり支援課
	事業費	1,998千円	うち一般財源	500千円
事務事業の目的	(対象) 分譲マンションの管理組合			
	(事業趣旨) 分譲マンションの共用部分のバリアフリー化改修費用の一部を支援することにより、地域における良好な住宅ストックとしてのマンションのバリアフリー化を図る。			
	(求めるべき成果) 分譲マンションのバリアフリー化改修工事を進めることにより、高齢期に適した住宅・住環境の整備を促進する。			
	(市関与の必要性) 尼崎市内にある古い分譲マンションの中には、バリアフリー性能において課題があるマンションがある。尼崎市がその改修費の一部を補助することにより、高齢期に適した住宅・住環境の整備を促進する。			
事業内容	(事業概要) 分譲マンション管理組合に対し、共有部分におけるバリアフリー化改修工事費補助を行う。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 急速に進む高齢化社会において、バリアフリー化の需要は年々増加している中で、分譲マンションのバリアフリー改修に対する支援を求める声が増加していたため。			
事業実施手法	(事業実施内容) 分譲マンション1棟あたり事業費100万円を上限に、その3分の1を助成(助成限度額33万3千円) (助成対象工事例) ・出入り口などの段差解消のスロープ設置 ・共用玄関戸の引き戸に取り替え ・階段、廊下に手すりの取り付け ・階段、廊下のノンスリップ化 ※当該事業は兵庫県の事業であることから、助成額の1/2を兵庫県が負担、残り1/2を国庫補助金と市でそれぞれ半分ずつ負担する。			

事務事業名称		(新規) 浸水対策事業 (雨水貯留管整備事業、末端増補管整備事業)		
所属	局室名	都市整備局	課名	下水道部計画担当
	事業費	93,308千円	うち一般財源	0千円
事務事業の目的	(対象) 下水道処理区域			
	(事業趣旨) 大雨による浸水被害の防止(平成25年8月25日の大雨に伴う浸水被害を踏まえ、下水道中期ビジョンに示していた浸水対策について、今回雨水貯留管の整備を具体化し、平成26年度から事業着手する。また、これと並行して、局地的な浸水被害を効果的に軽減するため末端増補管の整備を行う。)			
	(求めるべき成果) 雨水貯留管、末端増補管を整備することにより、10年確率降雨(51.7mm/hr)の浸水被害を防止するとともに、超過降雨の被害軽減を図る。			
	(市関与の必要性) 下水道法において公共下水道の整備は市が行うものとされている。			
事業内容	(事業概要) 貯留対策により10年確率降雨の対応を実施するため雨水貯留管を整備する。また、市域において10年確率降雨によりシミュレーションした結果、下水管きよ(マンホール)から溢れる箇所のうち下流部の流下能力に余裕がある箇所について末端増補管等を整備する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 本市では、6年確率降雨(46.8mm/hr)を目標とした整備が概ね完了している。 しかし近年多発している突発的な局地的集中豪雨など下水道における雨水整備水準を上回る超過降雨により、本市においても浸水被害が発生している。このようなことから下水道中期ビジョンにおいて示している浸水対策について具体的に取り組むこととしたものである。			
事業実施手法	(事業実施内容) ①雨水貯留管整備事業 平成26年度から武庫川処理区における雨水貯留管の整備に必要な事業計画変更に着手、平成29年度から概ね10年間で整備する予定。 ②末端増補管整備事業 平成26年度から概ね10年間で末端増補管を整備する予定。			

事務事業名称		(拡充)道路橋りょう新設改良事業 (橋りょう落橋防止等整備事業)		
所属	局室名	都市整備局	課名	道路維持担当
	事業費	242,230千円 (48,000千円)	うち一般財源	10,330千円 (5,000千円)
事務事業の目的	(対象) 市管理道路の橋りょう			
	(事業趣旨) 災害時の円滑な避難・救急・救援活動や緊急物資の輸送等に重要な役割を担う道路は、適切な維持管理や耐震性の向上を図るなどの対策を実施し、橋りょうの落橋、崩落などの甚大な被害を最小限にとどめ、交通機能を確保していく必要がある。			
	(求めるべき成果) 市管理道路の橋りょうについては、予防保全型の維持管理を適切に行うことで長寿命化を図るとともに、震災時に被害が甚大となる可能性が高い橋や地域防災計画で重要な役割を担う路線に位置する橋については、落橋防止対策を主とした耐震性の向上を図る。			
	(市関与の必要性) 道路管理者として行政が主体で取り組むべき事業である。			
事業内容	(事業概要) 落橋防止対策を主とした耐震性の向上(橋長15m以上の道路橋)を図り、利便性と安全性を備えた道路網を維持するとともに、橋梁の維持管理においては、予防保全型の修繕(長寿命化修繕計画策定)を新たに導入することで施設の長寿命化に努め、ライフサイクルコストの低減を図る。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 橋りょうの長寿命化に向けた調査・点検を行ったところ、早急に改良が必要な橋梁があることから、拡充に必要な財源を確保するため予防保全型の維持管理を導入することで、防災・安全交付金事業として補修工事を実施し、災害に強く安全なまちづくりを推進する。			
事業実施手法	(事業実施内容) ・立花陸橋(幹線1級 道意線(地域防災計画:緊急物資輸送道路) 長大橋):耐震、補修 ・港橋(幹線1級 道意線(地域防災計画:緊急物資輸送道路)):耐震、補修 ・貝原橋(幹線1級 七松線(地域防災計画:避難路)ほか1橋):補修 ※拡充分			

事務事業名称		(拡充) 道路橋りょう維持管理事業 (市内一円路線対応事業)		
所属	局室名	都市整備局	課名	道路維持担当
	事業費	513,458千円 (37,000千円)	うち一般財源	258,658千円 (16,650千円)
事務事業の目的	(対象) 市が管理する道路・道路付帯施設等			
	(事業趣旨) 本市で維持管理する道路は、4,240路線、総延長約832km(認定路線)であり、かつ人口集中地区(DID)であることから相応のサービス水準を保つ必要がある。一方、これらの道路には整備後数十年を経過した路線も多数あり、重車両の通行状況の変化や舗装の経年変化等により、道路の機能低下が年々顕著となっている。 また、最近では道路の機能低下に起因する事故が多発しており、損害賠償事案も発生している。 こうしたことから、これまでも舗装修繕や改良を進めてきているが、引き続き安全快適な市民生活を確保するために、道路機能を一定水準に保つ必要があり、さらに、地震や津波などの災害時に輸送路や避難路として機能する幹線道路等については、確実な機能確保に努める必要がある。			
	(求めるべき成果) 道路が通常有すべき安全性を欠くことがないよう、限られた予算の中で道路として最低限の性能を保持するための修繕や改良を実施することで、安全・安心なまちづくりの実現(災害時の輸送路の確保および復興活動)に寄与する。 また、舗装の予防保全的な修繕・改良を計画的に実施することで、舗装におけるライフサイクルコストの低減を目指す。			
	(市関与の必要性) 道路管理者として行政が主体で取り組むべき事業である。			
事業内容	(事業概要) 路線対応事業については、平成21年度に実施した路面性状調査結果をもとに、地方債ならびに一般財源を原資にして修繕工事を実施してきた。昨年度創設された防災・安全交付金では、新たに路面性状調査を実施し、舗装修繕計画を立案することで、修繕工事を交付金で施行することが可能になった。 そのことから、当初平成27年度に実施予定であった路面性状調査等を平成26年度に前倒して実施し、調査結果をもとに修繕工事を交付金事業として実施するものである。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 路線対応事業については、平成21年度に実施した路面性状調査結果をもとに、地方債ならびに一般財源を原資にして修繕工事を実施してきた。昨年度創設された防災・安全交付金では、新たに路面性状調査を実施し、舗装修繕計画を立案することで、修繕工事を交付金で施行することが可能になったため、当該事業に着手するもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) 1. 市内一円の道路・道路付帯施設等の維持、補修工事 市の認定道路 1級幹線:約75km、2級幹線:91km 合計:166km(総延長) 路面性状調査等(市管理道路約780km) ※拡充分 2. 実施内容 常光寺難波線 他14件 1級幹線:約2.5km 2級幹線:約3.0km 合計:約5.5km			

事務事業名称		(拡充)道路橋りょう維持管理事業 (自転車の安全快適な利用に向けた通行環境の整備事業)		
所属	局室名	都市整備局	課名	道路維持担当
	事業費	513,458千円 (34,000千円)	うち一般財源	258,658千円 (0千円)
事務事業の目的	(対象) 市内の道路(国道・県道・市道)			
	(事業趣旨) 環境に配慮した施策の一環として、自転車交通の安全・快適化を図るため、既存の道路空間を利用した自転車道、自転車レーン、歩道内の自転車通行位置の明示などの手法により、走行空間の環境改善を進める。			
	(求めるべき成果) 既存の道路空間を利用した自転車の通行環境を改善することで、自転車・歩行者交通の安全性や快適性を向上させるとともに、環境にやさしい自転車利用を促進する。			
	(市関与の必要性) 道路管理者として行政が主体で取り組むべき事業である。			
事業内容	(事業概要) 市内の道路を管理する国、県、市が一体となって、市域の自転車ネットワーク整備方針を策定し、自転車道、自転車レーン、歩道内の自転車通行位置の明示などの手法により、通行環境の改善を図ることで安全性や快適性を向上させる。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 近年、環境に対する意識の高まりや健康志向などから、自転車利用が増加傾向であるが、その一方で自転車と歩行者の錯綜などから接触事故等が増加し、社会問題化している。 本市は平坦で自転車利用に適した地形であり、阪神間においても自転車利用者が多いが、交通ルール・マナーの周知や通行環境の改善が喫緊の課題になっている。 そのため、国、県の自転車通行環境改善に向けたガイドライン策定に合わせて、既存の道路空間での環境改善に取り組むことで、交通の安全性や快適性を向上させることが必要である。			
事業実施手法	(事業実施内容) ・自転車ネットワーク整備方針策定(国・県・市合同で実施) ・西川線(自転車レーン整備) ・市道521号線(自転車道整備) ※すべて拡充分			

事務事業名称		(拡充)道路橋りょう維持管理事業 (市内一円道路排水ポンプ設備整備事業)		
所属	局室名	都市整備局	課名	道路維持担当
	事業費	513,458千円 (16,600千円)	うち一般財源	258,658千円 (7,470千円)
事務事業の目的	(対象) 市内一円道路排水ポンプ設備			
	(事業趣旨) 近年多発している突発的な局地的集中豪雨に対応できるよう、またポンプの故障による重大事故につながらないように計画的な改修を図る。			
	(求めるべき成果) 道路排水ポンプの適正な維持管理と計画的な更新により道路冠水による事故等を防止し、市民の安全・安心を確保する。			
	(市関与の必要性) 道路管理者として行政が主体で取り組むべき事業である。			
事業内容	(事業概要) 市内一円道路排水ポンプ設備の水中ポンプや制御盤等の予防保全型の整備を行うことで防災安全交付金事業として財源を確保し、ライフサイクルコストの低減と災害に強く安全なまちづくり推進する。また、拡充分として、長洲線JR地下道非常用発電設備の整備を行う。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 長洲線JR地下道非常用発電設備は、停電時に地下道の排水ポンプ等を運転するために必要な設備で昭和44年に製造され、製造後44年が経過し、エンジンのパッキン類等の劣化が進行した状態となっている。 また、当該設備が故障により停止した場合、停電時に地下道の排水が出来なくなることにより、道路冠水による被害が発生するため、当該発電設備を更新し機器の信頼性を高め重大事故につながらないようにするものである。			
事業実施手法	(事業実施内容) ・市内一円道路排水ポンプ設備整備(定期的に設備の更新) 水中ポンプの更新 制御盤の更新 ・長洲線JR地下道非常用発電設備整備 ※拡充分 非常用発電設備整備(一式)			

事務事業名称		(拡充) 街路灯維持管理事業(街路灯省エネ安全安心化事業)		
所属	局室名	都市整備局	課名	道路維持担当
	事業費	265,544千円 (6,000千円)	うち一般財源	250,294千円 (2,700千円)
事務事業の目的	(対象) 市管理街路灯			
	(事業趣旨) 水銀灯などの既存の街路灯を省エネ型(LED灯等)に改修することにより、消費電力量の抑制及び電気料金の削減を図る。			
	(求めるべき成果) 水銀灯などの既存の街路灯から、環境に配慮した省エネ型(LED灯等)などに改修していくことにより、消費電力の削減はもちろんのこと、CO2排出量の削減を目指す。			
	(市関与の必要性) 街路灯の維持管理は道路管理者として市民の協力や参加を得ながら行政の主体のもとに行うべき事業である。			
事業内容	(事業概要) 消費電力の削減と維持管理コストの低減を図るため、水銀灯などの既存の街路灯から環境に配慮した省エネ型(LED灯等)に順次改修する。また、国庫補助の活用によって通学路街路灯のLED化を拡大するとともに、道路ストック総点検(道路照明施設の点検)を行う。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 国から道路照明施設について、落下や倒壊による第三者被害を防止する観点から、道路ストックの総点検が求められており、平成22年度に点検を実施したポール照明方式を除いた道路照明施設を点検する。			
事業実施手法	(事業実施内容) <ul style="list-style-type: none"> ① 共架式80w相当水銀灯をLED40VAに取替え ② 蛍光灯20wをLED10VAに取替え ③ 高効率の電球に取替え ④ LED灯及び高効率灯の新設 【拡充】⑤ 道路ストック総点検(道路照明施設の点検) ※①～④については、国庫補助を活用し通学路における施工箇所を拡大する。			

事務事業名称		(新規)民間駐輪場整備補助事業		
所属	局室名	都市整備局	課名	放置自転車対策担当
	事業費	6,000千円	うち一般財源	6,000千円
事務事業の目的	(対象) 自転車等利用者、土地所有者、民間事業者			
	(事業趣旨) 自転車等駐車場の整備に向け、これまでと同様に市及び鉄道事業者等による整備に努めるとともに、阪急武庫之荘駅を中心とした自転車等駐輪場が不足する駅で、今回新たに民間活力と民間用地を活用した民間駐輪場整備補助制度を創設し、更なる自転車等駐車場の整備促進を図る。			
	(求めるべき成果) 民間駐輪場整備補助制度を創設し自転車等駐車場の整備促進を図るとともに、JR尼崎駅をモデル駅として取り組んでいる自転車等駐車場の一括管理委託を平成27年度から拡大することにより、更なる放置自転車の削減を図る。			
	(市関与の必要性) 放置自転車の削減については、「あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクト」において、現役世代の定住・転入促進につながる取組として位置づけられており、また、平成25年度重点課題事項として、自転車の安全快適な利用に向けた取組みとして、民間事業者と連携した自転車等駐車場の整備促進等による自転車走行空間の環境改善を進めるよう位置づけられている。			
事業内容	(事業概要) 阪急武庫之荘駅を中心とした駐輪場が不足する鉄道駅周辺において一定台数以上の自転車等駐輪場を整備する土地所有者または民間事業者等に民間駐輪場整備補助金を交付する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 放置自転車を減少させるには、自転車利用者を自転車等駐輪場に誘導する必要がある。 阪急武庫之荘駅を中心とした自転車等駐輪場が不足している駅では、これまでと同様に市及び鉄道事業者等による整備に努めるが、十分な整備用地の確保が困難なことから、民間用地と民間活力を活用し自転車等駐輪場の整備促進に向け、新たな政策として民間駐輪場整備補助制度を実施することとした。			
事業実施手法	(事業実施内容) 土地所有者または民間事業者(鉄道事業者等を除く。)が、自転車等駐輪場が不足している駅において、不特定の者の利用に供するために民間用地を活用し、5台以上など一定の要件を満たす自転車等駐輪場を整備する場合に、予算の範囲内においてその費用の一部を補助する。 補助金額は、建設費及び駐車器具整備費の合計額または標準整備費(自転車6万円・原付自転車8万円)に収容台数を乗じた額のいずれか低いほうの金額の2分の1とし、上限は300万円とする。			

事務事業名称		(新規) 尼崎市地域交通政策策定事業		
所属	局室名	企画財政局	課名	まちづくり企画・調査担当
	事業費	2,200千円	うち一般財源	2,200千円
事務事業の目的	(対象) 市民・事業者など			
	(事業趣旨) 少子化・高齢化の進展、環境への配慮など社会状況の変化に対応し、都市活力の維持・向上を図るため、総合的な交通政策の策定に取り組む。			
	(求めるべき成果) 本市のまちづくりの方向性を踏まえ、鉄道、バス、自動車など多様な交通手段の役割を明確にし、利便性の高い移動の仕組みを構築する。			
	(市関与の必要性) 本市のまちづくりと整合した交通政策の策定にあたり、市民や事業者との連携のもと、市が主体的に関与していくことが欠かせない。			
事業内容	(事業概要) 平成25年度に実施する基礎的データの収集、分析結果を踏まえ、庁内検討会議を設置し、総合的な交通政策の策定に係る取組を進めていく。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 平成24年7月に、公営企業審議会からバス交通サービスを持続可能なものとするため、その担い手について民営化の方向が示され、あわせて、今後、市として取り組むべき課題として、まちづくりと整合した総合的な交通政策の策定について、検討していくことが強く求められた。			
事業実施手法	(事業実施内容) パーソントリップ調査結果等、基礎的データについて、本市における交通行動実態や交通手段別の交通流動等に係る詳細な分析結果を踏まえ、将来交通需要予測を行うとともに、庁内検討会議を設置し、本市が目指すべき地域交通政策の方向性を整理する。 また、あわせて、交通政策に係る先進的な取組事例について調査、研究を行う。			

事務事業名称		(拡充) 放置自転車等対策事業 (駐輪マナー向上事業)		
所属	局室名	都市整備局	課名	放置自転車対策担当
	事業費	104,634千円 (170千円)	うち一般財源	72,394千円 (170千円)
事務事業の目的	(対象) 自転車等利用者及び市民等			
	(事業趣旨) これまでの地域と連携した啓発活動の取組に加え、鉄道事業者・商業者・市内事業者等に対し、放置自転車防止のポスターの掲示等様々な手法による放置自転車の防止に向けた協力を依頼し、自転車等利用者が自転車を路上に放置しにくい環境をつくり、放置自転車の削減を図る。			
	(求めるべき成果) 鉄道事業者・商業者・市内事業者等からこれまで以上の協力を得て、放置自転車の防止に向けた啓発を強化することにより、自転車を路上に放置しにくい環境をつくり、公共空間と歩行者等の安全を確保し、良好な都市環境の保全を図る。			
	(市関与の必要性) 駅周辺における放置自転車を防止することは、公共空間の保全と歩行者等の安全を確保することが目的であり、行政が主体的になって取り組むべき課題である。			
事業内容	(事業概要) 「放置自転車防止ポスターの掲示や商店街での子供の声による放置自転車防止啓発放送」・「市内の自転車等駐車場とレンタサイクルPR」などのテーマを毎年度設定し、ソフト面についても鉄道事業者・商業者・市内事業者等の更なる協力を得て、自転車を路上に放置しにくい環境をつくり、放置自転車の削減を図る。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) これまで市は、啓発整理員を各駅に配置したり、地域住民と行政が協働して放置自転車の防止啓発活動に取組むなどのソフト的な取組を進めてきた。 今回、民間駐輪場整備補助金によるハード的な取組を促進するとともに、駐輪マナーの向上を図るよう、鉄道事業者・商業者・市内事業者等に対して更なる協力を依頼し、自転車を路上に放置しにくい環境づくりに向け、ソフト面での取組の強化を図ることとした。			
事業実施手法	(事業実施内容) 毎年度テーマを設定し、そのテーマに沿った様々な啓発手法の検討や広報強化に取り組む。 なお、平成26年度に計画している内容は次のとおりである。 ①市ホームページ等の広報媒体を用いて、自転車から徒歩・バスへの転換促進(健康増進の視点等から、駅まで徒歩又はバス等の公共交通機関の利用の促進)等を図る。 ②駐輪場マップ・放置自転車防止ポスターを作成し、連携強化を図る各団体に設置及び掲示の依頼する。 ③商業者に協力を依頼し、商店街での子供の声による放置自転車防止啓発放送を行う。 ④鉄道事業者等に協力を依頼し、各鉄道駅に設置されている電光掲示板を用いた啓発の呼びかけを実施する。			

事務事業名称		(拡充)競艇場施設整備事業 (食機能等の集約再編)		
所属	局室名	資産統括局	課名	施設警備課
	事業費	208,573千円 (43,662千円)	うち一般財源	0千円 (0千円)
事務事業の目的	(対象) 競艇場施設			
	(事業趣旨) 売店が入居している建物は老朽化が著しく撤去が必要な状況にあるため、ファンの利便性を考慮し、売店を9号館1階南側に集約するとともに、老朽化した建物を撤去することで危険を回避し、また、跡地を売上や収益の向上に活用する。			
	(求めるべき成果) 老朽化した建物を撤去し、舟券発売エリアにより近い場所に食機能を集約することにより、ファンサービスやアメニティを高め、跡地を売上や収益の向上に活用する。			
	(市関与の必要性) 競艇場施設の整備は、施設所有者である尼崎市が行うべきものである。			
事業内容	(事業概要) 売店が入居している建物は老朽化が著しく撤去が必要な状況にあるため、売店を9号館1階南側に集約するとともに、老朽化した建物を撤去して跡地を売上や収益の向上に活用する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 売店が入居している北側塀沿いの建物は昭和42～59年に建設し、その後改修して使用しているが、老朽化が著しく、腐食した鉄板が落下する事故が発生するなど撤去が必要な状況にある。そのため、入居している売店を9号館1階南側に集約するとともに、老朽化した建物を撤去することで危険を回避し、また、跡地を売上や収益の向上に活用する。			
事業実施手法	(事業実施内容) 平成26年度 売店を9号館1階南側に集約する工事の設計業務委託及び工事の施工を行う。 平成27年度 不用建物の上部を通るケーブル(発払情報や競技映像、審判関係情報を伝達するもの)の敷設替工事、不用建物に入居している警備員控室の9号館2階への移転工事、不用建物撤去工事について、設計業務委託及び工事の施工を行う。			

事務事業名称		(拡充) 競艇場施設整備事業 (競艇場施設の耐震化)		
所属	局室名	資産統括局	課名	施設警備課
	事業費	208,573千円 (12,108千円)	うち一般財源	0千円 (0千円)
事務事業の目的	(対象) 競艇場施設			
	(事業趣旨) 11号館は、最もレースの醍醐味が味わえる第1マーク前に位置することから人気があるが、平成24年度実施の耐震診断により、耐震補強が必要と診断された。今後も観覧施設として活用していくため、耐震工事を実施する。			
	(求めるべき成果) 11号館は人気のある観覧施設であることから、耐震補強を行い、ファンの安全を確保する。			
	(市関与の必要性) 競艇場施設の整備は、施設所有者である尼崎市が行うべきものである。			
事業内容	(事業概要) 平成24年度実施の耐震診断により、耐震補強が必要と診断された11号館について、耐震工事を実施する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 11号館は第1マーク前に位置し、昭和44年に建設後、改修を行って現在も観覧席、投票所として使用している。平成24年度に実施した耐震診断で、耐震補強が必要と診断されたことから、耐震工事を実施する。			
事業実施手法	(事業実施内容) 平成26年度に耐震補強工事の設計業務委託及び工事の施工を行う。			

事務事業名称		(新規) 公共施設予約システム関係事業		
所属	局室名	資産統括局	課名	公共施設担当
	事業費	28,750千円	うち一般財源	28,750千円
事務事業の目的	(対象) ホールや会議室等の貸出しを行っている主な施設			
	(事業趣旨) 施設の空き状況の確認や利用予約をシステム化(一元化)することにより、市民の施設利用の利便性向上と施設の利用促進を図る。			
	(求めるべき成果) ①市民／自宅等でインターネットを通じて、利用目的等に応じた施設検索を一元的に行い、空き状況確認や予約申込みを簡単に行えるようにすることで、市民の主体的な学習や活動の場の確保を容易にする。 ②市／施設の稼働率向上が期待されるとともに、電子管理による事務の効率化につながる。			
	(市関与の必要性) 貸館施設については、指定管理者制度の導入が進む中で、ホームページ上で空き情報を提供するなど、個々の指定管理者による利用促進に向けた取組が進められているところであるが、利用者のより一層の利便性向上を図るため、施設の一元的な情報提供や予約を行う仕組みの導入を市が担うものである。			
事業内容	(事業概要) 以下の機能を有する公共施設予約システムを導入する。 ①施設検索: 利用目的、収容人数等による施設横断的な絞り込み、施設名による絞り込み ②空き状況表示: 検索条件に該当する部屋について、日・時間帯区分ごとの空き状況を表示 ③予約申込み: 希望の部屋・日時での予約、抽選、キャンセル ④その他: 職員向け機能(予約管理、利用者管理、運用管理、利用統計等) 利用端末(パソコン、スマートフォン、フィーチャーフォン)			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) パソコンやスマートフォン等の普及が進む中で、それらを活用して市民が容易に公共施設の予約ができるようシステム化を行うことにより、利便性の一層の向上と事務の効率化を図るものである。 なお、近隣市においても、当該予約システムが導入されているところである。			
事業実施手法	(事業実施内容) 【システム導入方法】 ①新規導入 または、 ②尼崎市スポーツ情報・施設予約ネットワークシステム(スマイルネット)の改修 【システム導入スケジュール(予定)】 H26 システム開発・テスト H27 運用開始			

事務事業名称		(拡充) 市制100周年記念プロジェクト検討事業		
所属	局室名	企画財政局	課名	まちづくり企画・調査担当
	事業費	4,000千円 (3,852千円)	うち一般財源	4,000千円 (3,852千円)
事務事業の目的	(対象) 市民・事業者など			
	(事業趣旨) 多くの市民とともに、平成28年度に迎える市制100周年という大きな節目を、①過去の尼崎の歩みを振り返り、わがまちを深く知る機会、②今日の尼崎に暮らし働くことを祝い、わがまちの今を発信する機会、③未来の尼崎を考え、次代のまちづくりを始める機会とし、それぞれの取組に資する事業の検討を行う。			
	(求めるべき成果) 市民とともに、尼崎に関わった先人の業績や歴史・文化に触れ、市民の地域への誇りや愛着を醸成し、本市への関心を高めるとともに、交流やにぎわいを創出する仕組みができてきている状態。			
	(市関与の必要性) 本市の市制100周年を記念する事業であり、市として主体的に推進していく必要がある。			
事業内容	(事業概要) 市制100周年記念事業の検討、また各種団体等との調整を行なうため、市民・各種団体等を構成員とする会議体を設置・運営する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 平成28年度の市制100周年を節目として、これまでの歴史を振り返るとともに、今後新たなまちづくりに取り組んでいく機運を醸成するため、新たな市制100周年記念事業について企画・検討を行うもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) 市制100周年記念事業の検討、また各種団体等との調整を行なうため、市民・各種団体等を構成員とする会議体を設置・運営する。			

事務事業名称		(拡充)都市政策推進事業 (就学前児童世帯定住促進事業)		
所属	局室名	企画財政局	課名	まちづくり企画・調査担当
	事業費	5,435千円 (3,000千円)	うち一般財源	5,435千円 (3,000千円)
事務事業の目的	(対象) 尼崎市			
	(事業趣旨) 総合計画で示す4つの「ありたいまち」の実現に向け、人口の年齢構成バランスを重視し、転出超過の傾向が顕著となっている小学校入学前の子どもを持つ世帯に対して転出抑制を行うなど都市政策の推進に資する。			
	(求めるべき成果) 市民・事業者・行政が協力してまちづくりに取り組むことにより、都市の魅力と活力を向上させ、「住んでみたいまち・住み続けたいまち」を実現し、将来の世代に引き継いでいく。			
	(市関与の必要性) 総合計画の着実な進捗管理及び本市が抱える都市課題の解決に向けて、市として主体的に取り組んでいく必要がある。			
事業内容	(事業概要) 本市の人口減少の傾向として、就学前児のいる世帯年齢層(0-4歳、30-39歳)の転出が他の年齢層と比べ著しいことから、就学前・後の児童のいる世帯に望まれるまちの長所(住宅地における公園数、医療機関数、鉄道駅の配置など)や意外性のある自然環境などをアピールする冊子を作成する。 冊子を配布する対象は、就学前までの期間を勘案し、3歳児のいる世帯とする。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 総合計画で示す4つの「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりを着実に進捗させていくため、人口の年齢構成バランスを重視し、子育てファミリーを中心とした現役世代の定住促進に取り組むもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) 本市の人口減少の傾向として、就学前児のいる世帯年齢層(0-4歳、30-39歳)の転出が他の年齢層と比べ著しいことから、就学前・後の児童のいる世帯に望まれるまちの長所(住宅地における公園数、医療機関数、鉄道駅の配置など)や意外性のある自然環境などをアピールする冊子を作成する。 冊子を配布する対象は、就学前までの期間を勘案し、3歳児のいる世帯とする。			

事務事業名称		(拡充)都市政策推進事業 (総合計画キャラバン事業)		
所属	局室名	企画財政局	課名	政策課
	事業費	5,435千円 (235千円)	うち一般財源	5,435千円 (235千円)
事務事業の目的	(対象) 尼崎市			
	(事業趣旨) 総合計画で示す4つの「ありたいまち」の実現に向け、市民の意見聴取を行い、本市が抱える都市問題(課題)の解決に資する。			
	(求めるべき成果) 市民・事業者・行政が協力してまちづくりに取り組むことにより、都市の魅力と活力を向上させ、「住んでみたいまち・住み続けたいまち」を実現し、将来の世代に引き継いでいく。			
	(市関与の必要性) 総合計画の着実な進捗管理及び本市が抱える都市課題の解決に向けて、市として主体的に取り組んでいく必要がある。			
事業内容	(事業概要) 1 総合計画に掲げる4つの「ありたいまち」ごとの、市民意見聴取 総合計画に掲げる「ありたいまち」の実現に向け、そのために本市が抱える課題の解決を図っていくための調査研究を行う。平成26年度については、「人が育ち、互いに支えあうまち」について、特に教育関係の課題、解決の方向性などについて市民の意見聴取を行う。 2 意見聴取結果の施策への反映 聴取した意見を参考に、次年度以降の新規・拡充事業に反映する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 「ありたいまち」を実現するため、市民の意見を直接聴取する機会を設け、個々の施策の検討に活かす。その内容を元に、現役世代の定住・転入促進につながっているかなど評価に反映し、本市の課題の解決につなげていく。			
事業実施手法	(事業実施内容) 1 総合計画に掲げる4つの「ありたいまち」ごとの、市民意見聴取 総合計画に掲げる「ありたいまち」の実現に向け、そのために本市が抱える課題の解決を図っていくための調査研究を行う。平成26年度については、「人が育ち、互いに支えあうまち」について、特に教育関係の課題、解決の方向性などについて市民の意見聴取を行う。 2 意見聴取結果の施策への反映 聴取した意見を参考に、次年度以降の新規・拡充事業に反映する。			

事務事業名称		(拡充)都市政策推進事業 (都市政策調査研究事業)		
所属	局室名	企画財政局	課名	まちづくり企画・調査担当
	事業費	5,435千円 (110千円)	うち一般財源	5,435千円 (110千円)
事務事業の目的	(対象) 尼崎市			
	(事業趣旨) 新たなまちづくり構想に示す4つの「ありたいまち」の実現に向け、まちづくり基本計画に示す20の施策の進捗管理と評価、転入・転出者の動向の分析など、本市の都市政策の推進に資する調査・研究を行う。			
	(求めるべき成果) 市民・事業者・行政が協力してまちづくりに取り組むことにより、都市の魅力と活力を向上させ、「住んでみたいまち・住み続けたいまち」を実現し、将来の世代に引き継いでいく。			
	(市関与の必要性) 総合計画の着実な進捗管理及び本市が抱える都市課題の解決に向けて、市として主体的に取り組んでいく必要がある。			
事業内容	(事業概要) (1) 都市政策に係る調査研究(人口の動態など) 人口の年齢構成や転入・転出をテーマとした人口動態の調査研究などを実施する。 (2) 施策評価の推進 総合計画の進捗管理を図るため、施策評価制度を運用するとともに、職員研修等を実施する。 (3) 他都市先進事例の調査研究 他都市における先進事例を調査研究するため、視察等を実施する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 総合計画で示す4つの「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりを着実に進捗させていくため、施策評価や他都市の先進事例の調査研究等に取り組み、本市の都市問題の解決を図っていくもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) (1) 都市政策に係る調査研究(人口の動態など) 人口の年齢構成や転入・転出をテーマとした人口動態の調査研究などを実施する。 (2) 施策評価の推進 総合計画の進捗管理を図るため、施策評価制度を運用するとともに、職員研修等を実施する。 (3) 他都市先進事例の調査研究 他都市における先進事例を調査研究するため、視察等を実施する。 ・ 施策評価の運用向上に向けた先進事例等の視察 ・ 現役世代の定住・転入促進に向けた先進事例等の視察			